

資料1 想定されるインダストリーモデル・業務プロセスモデル

想定される将来像として、株式、国債、一般債、短期社債、投信のインダストリーモデル、および、業務プロセスモデルを示す。

インダストリーモデルは、対象商品／取引形態の証券決済・取引のスキームを静的に図示した全体像であり、関係する市場参加者、証券決済インフラ、および、それらの役割と関係を明らかにする。




業務プロセスモデルは、インダストリーモデルで示した証券取引にかかる業務プロセスの流れを時間軸に沿って動的に表したモデルであり、取引における市場参加者、証券決済インフラの間のプロセスとメッセージの流れを図示している(業務プロセスモデルは、各市場参加者の内部の処理フローについて示すものではない)。

なお、本資料に提示したインダストリーモデル・業務プロセスモデルを描くにあたっては、現時点で各種ワーキング・グループや証券保管振替機構小委員会等において未確定の事項、および、検討中／今後検討予定の事項について、一定の想定を置きながら将来像を整理している。内容については、想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項、および、モデル図上の注釈をご参照いただきたい。

本資料で提示する想定される将来像一覧

<p>1.株式</p> <p>1.1 流通</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>2.国債</p> <p>2.1 流通</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>3.一般債</p> <p>3.1 発行</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>3.2 流通</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>3.3 期中利払</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル <p>3.4 償還</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル 	<p>4.短期社債</p> <p>4.1 発行</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>4.2 流通</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>4.3 償還</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>5.投信</p> <p>5.1 設定・解約</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル • 業務プロセスモデル <p>6.その他</p> <p>6.1 プロパー取引</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル <p>6.2 決済代理人による決済代行</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル <p>6.3 非居住者取引</p> <ul style="list-style-type: none"> • インダストリーモデル
--	--

インダストリーモデル・業務プロセスモデルの凡例

	:インフラ	T : Trade Date 取引日
	:市場参加者	S : Settle Date 決済日
	:メッセージの流れ	

一般債の期中利払・償還のモデルについては、現時点で複数の案が想定されているため、モデルとしてはインダストリーモデルのみを提示する。その他に提示するモデルについては、各商品別に提示している一般的な取引の派生パターンであり、一般的な取引との違いの比較を目的に整理しているため、モデルとしてはインダストリーモデルのみを提示する。

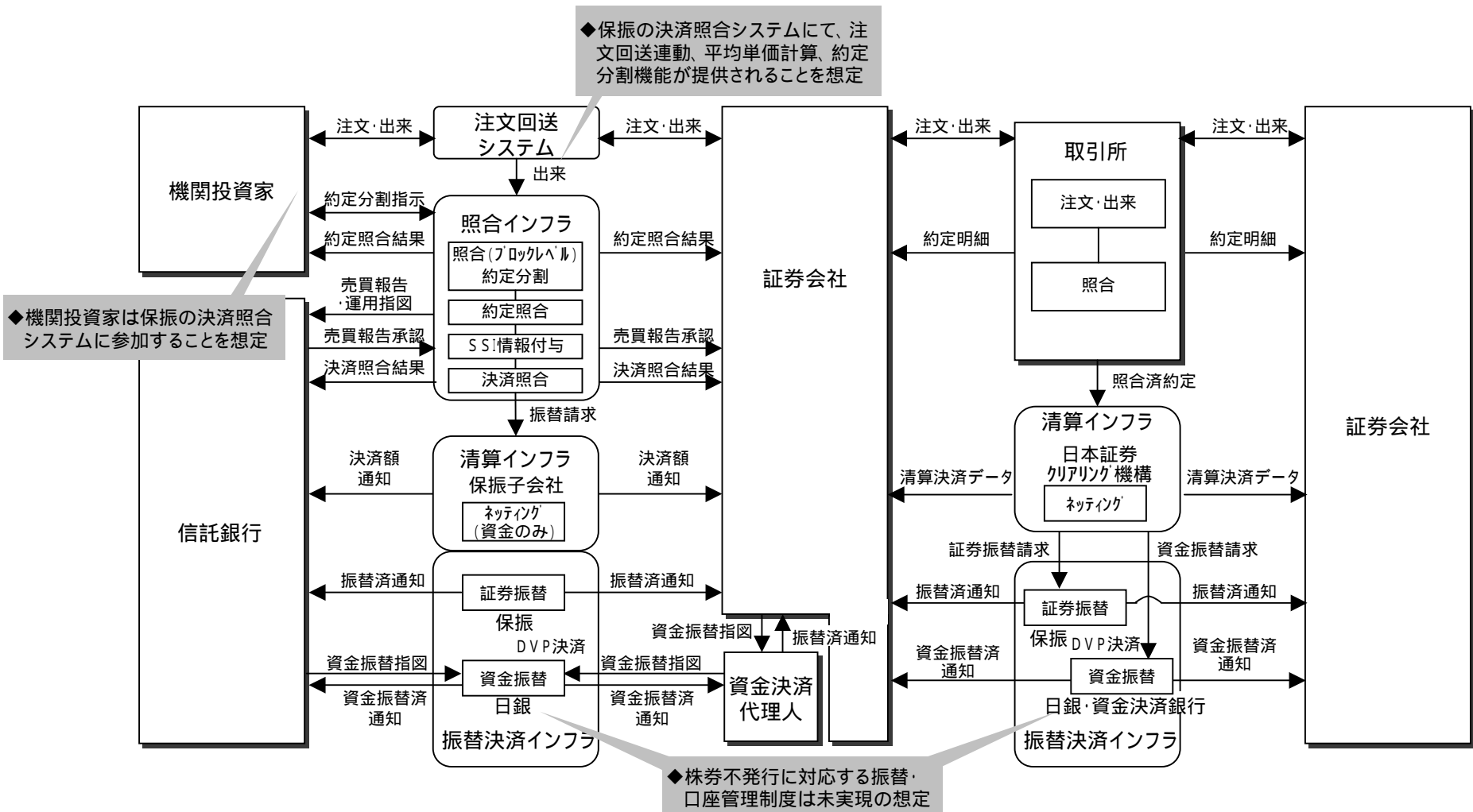
表 1-1 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 株式(流通)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
株式	流通	照合	<ul style="list-style-type: none"> • 大部分の機関投資家が直接保振の決済照合システムに参加し、証券会社との間での約定照合が当該システムを経由して行われることを想定。 • 保振の決済照合システムに注文回送システム連動、平均単価計算、約定分割機能が追加されることを想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて推進中)
		清算	<ul style="list-style-type: none"> • 取引所取引における清算に関する統一清算機関として、日本証券クリアリング機構が稼働していることを想定。 	確定・推進中 (日本証券クリアリング機構にて準備中)
		決済	<ul style="list-style-type: none"> • 取引所取引以外の取引について、一般振替DVPが実現し、清算機関として保振子会社が設立され、稼働していることを想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
		その他	<ul style="list-style-type: none"> • 株券不発行について法制度対応の検討中であり、法制下での振替・口座管理制度についての検討時期についても未定のため、現行の保管振替法のもとでの決済スキームを想定。 	未検討 (法制審議会株券不発行部会にて検討中)

図1-1 想定される将来像 ~インダストリーモデル(株式)~ 流通

- 機関投資家による特金取引の委託取引
- 照合インフラへの参加形態が運用指図サポート型(運用指図配信サービス未利用型)*1の場合
- 証券会社のカスタマーサイドの資金決済において、資金決済代理人を利用する場合

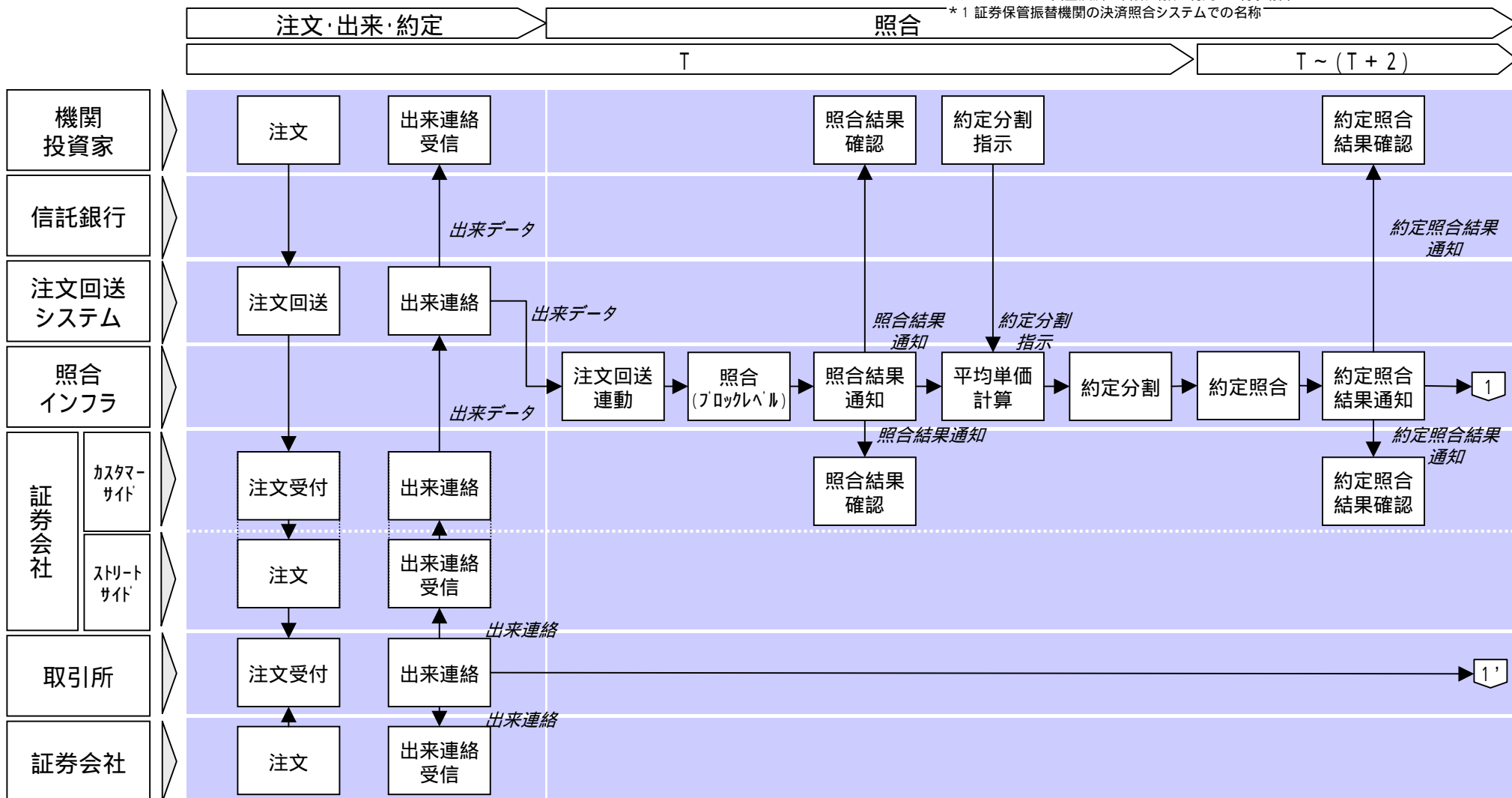
*1 証券保管振替機構の決済照合システムでの名称



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図1-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(株式)~ 流通 (1 / 6)

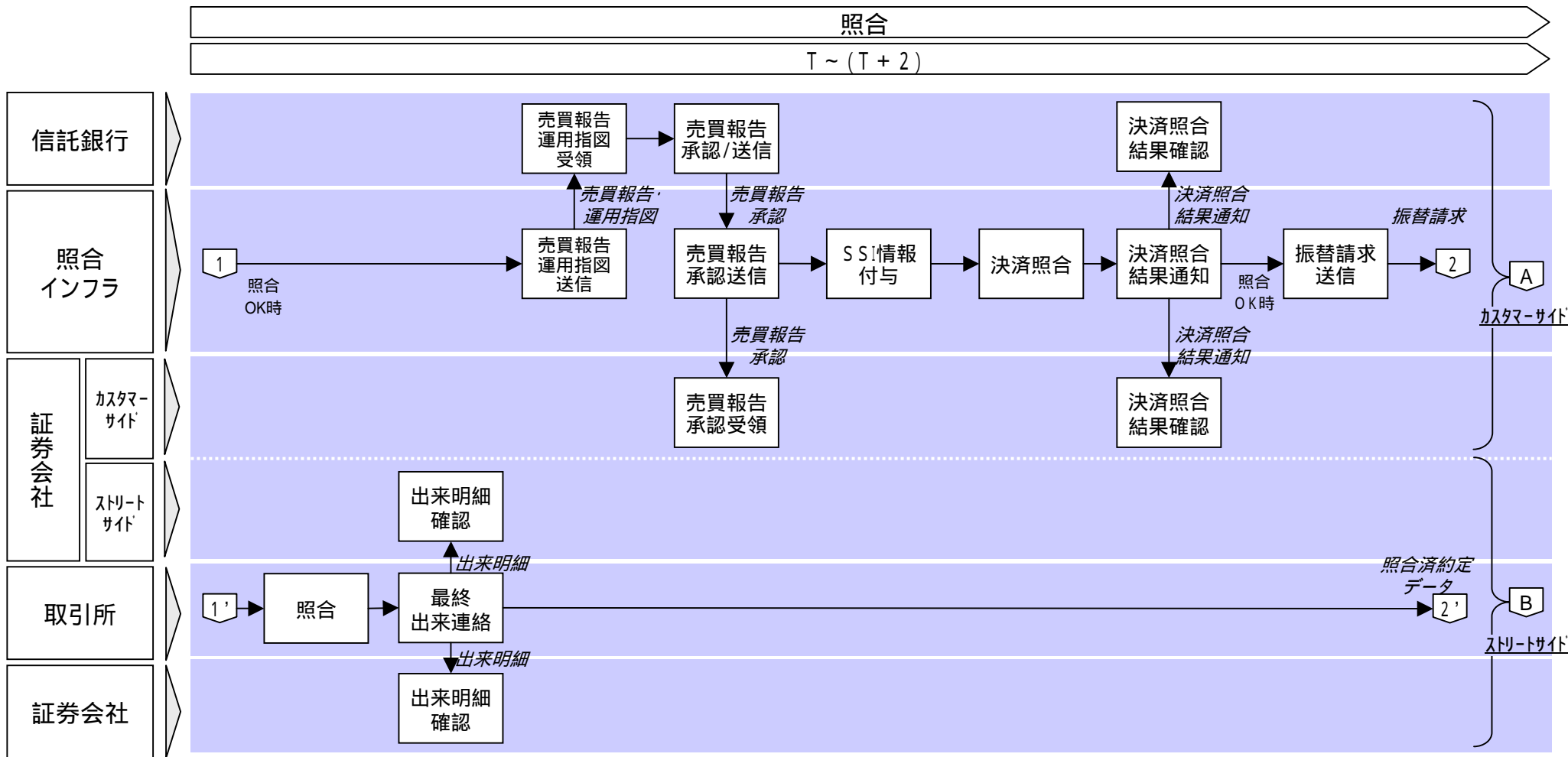
- 機関投資家による特金取引の委託取引
 - 照合インフラへの参加形態が運用指図サポート型(運用指図配信サービス未利用型)*1の場合
 - 証券会社のカスタマーサイドの資金決済において、資金決済代理人を利用する場合
 - ストリートサイドの資金決済は日銀当預を利用して行う場合
- *1 証券保管振替機関の決済照合システムでの名称



- 注文回送システムを通じて顧客から注文を受け、証券会社が取引所に発注する。
- 取引所からの出来連絡を受け、注文回送システムを通じて証券会社が顧客に出来データを送信する。
- 照合インフラが注文回送システムから出来データを受取り、必要となる情報を読み運動させる。
- 照合インフラにて、分割前の約定内容を照合し、機関投資家と証券会社へ照合結果を通知する。
- 機関投資家からの指示に基づき、照合インフラにて平均単価計算と約定分割の処理を行う。
- 照合インフラにて、約定照合を行い、分割後の約定内容を照合し、機関投資家と証券会社へ照合結果を通知する。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図1-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(株式)~ 流通 (2 / 6)



カスタマーサイト

ストリートサイト

・ 照合インフラにて売買報告と運用指図の照合済データを作成し、信託銀行へ送信する。

・ 信託銀行は売買報告と運用指図の内容を確認し、問題がなければ照合インフラを通して証券会社へ承認通知を送信する。

・ 照合インフラにて、承認済の売買報告にあらかじめ入力されたSSIの決済情報を自動的に付与する。

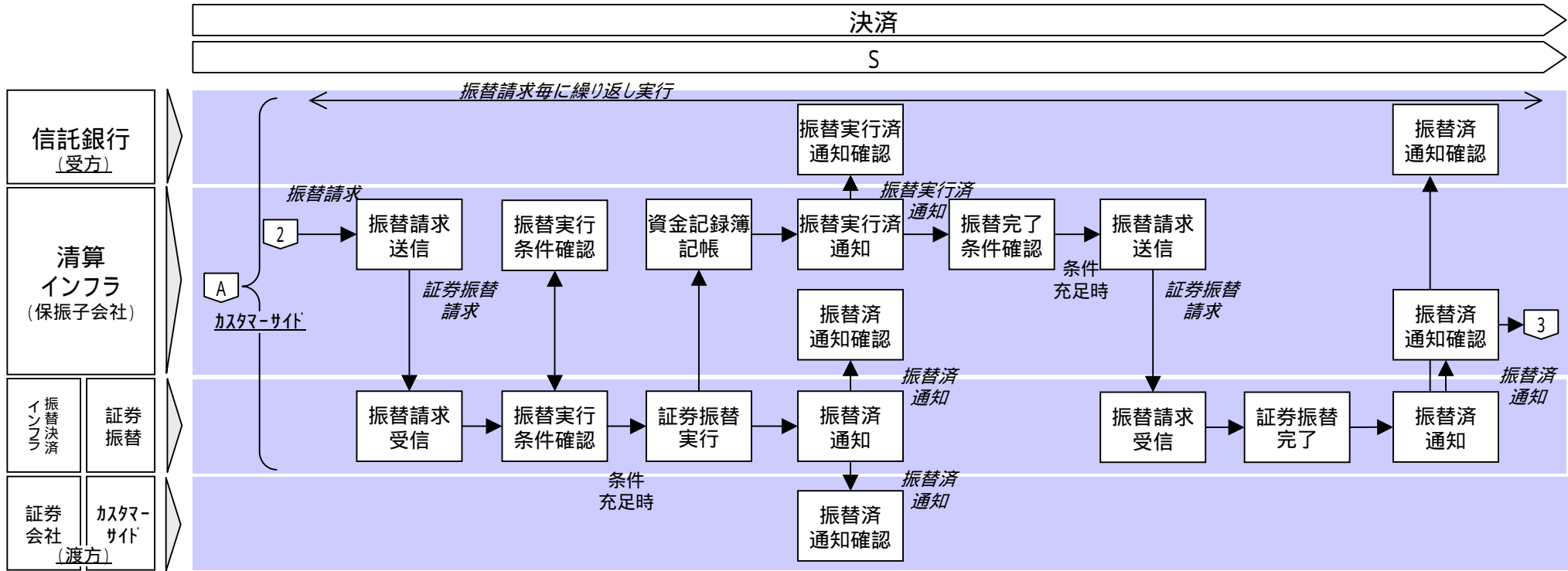
・ 照合インフラにて決済照合を行い、結果を信託銀行と証券会社へ通知する。

・ 照合インフラにて決済照合済(照合一致)になると決済指図データに基づいて振替請求が生成され、清算インフラ(保振子会社)に連動される。

・ 取引所にて照合済になると各証券会社へ出来明細が送信され、照合済約定データが清算インフラ(日本証券クリアリング機構)に連動される。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図1-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(株式)~ 流通 (3 / 6)



カスタマーサイド

・ 清算インフラ(保振子会社)から振替請求が送信され、口座振替システムに連動される。

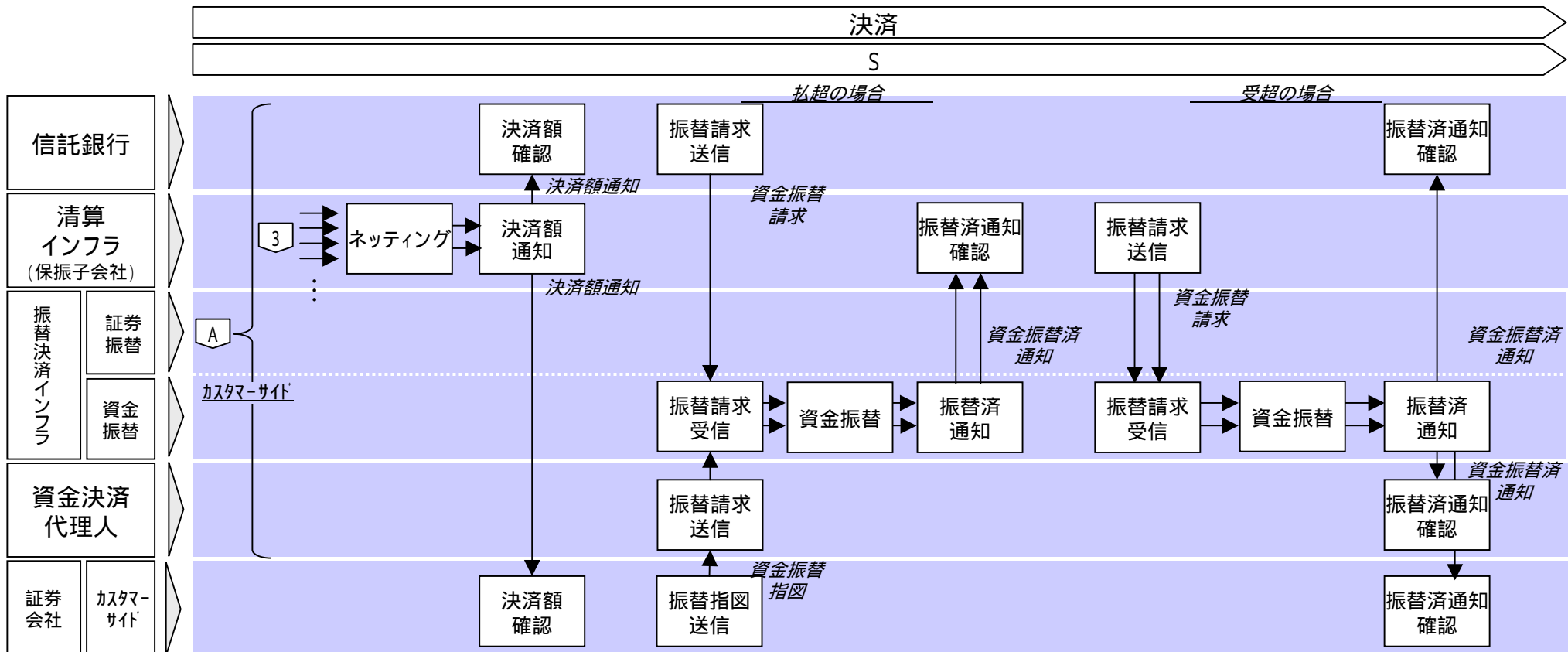
・ 振替実行条件を満たす場合、証券振替インフラにて渡方から清算インフラ(保振子会社)への証券振替が実行され、清算インフラ(保振子会社)と証券の渡方へ振替済通知が送信される。

・ 清算インフラ(保振子会社)は、リアルタイムで資金記録簿への記帳(受方への減額と渡方への増額)を行い、結果を証券の受方へ通知する。

・ 振替完了条件を満たす場合、清算インフラ(保振子会社)にて振替請求が生成され、口座振替システムに連動される。

・ 証券振替インフラにて清算インフラ(保振子会社)から受方への証券振替により、証券決済が完了する。清算インフラ(保振子会社)と証券の受方へ振替済通知が送信される。

図1-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(株式)~ 流通 (4 / 6)

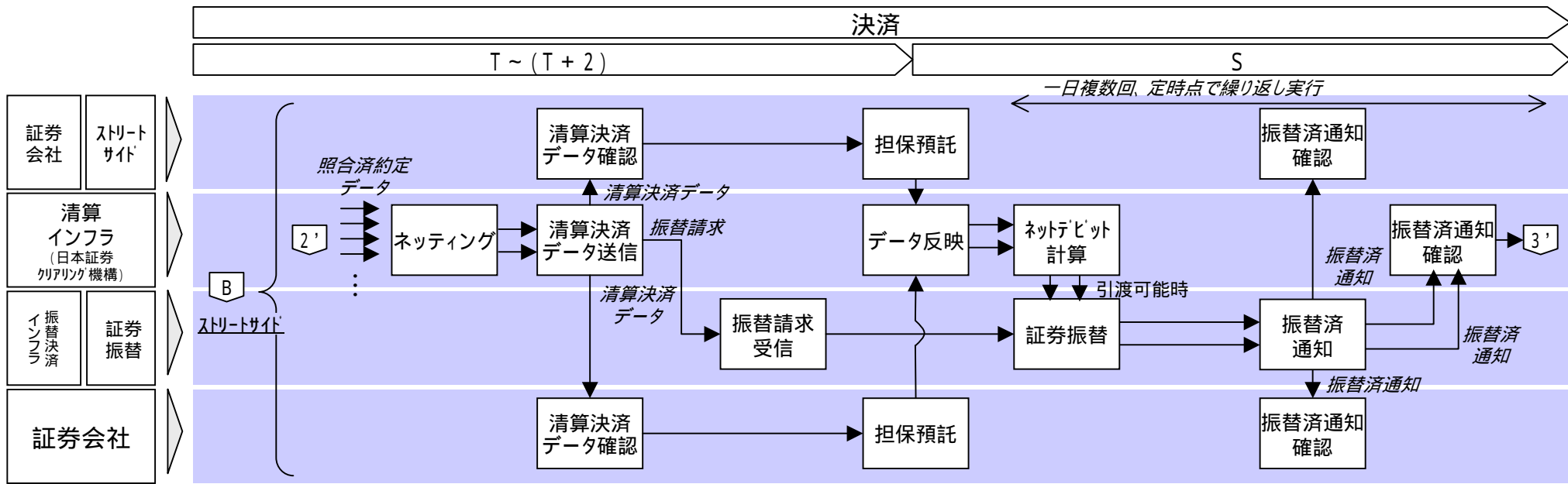


顧客-サイド

- ・ 決済時限が到来すると、決済額が確定し、清算インフラ(保振子会社)から信託銀行と証券会社へ通知する。
- ・ 信託銀行および資金決済代理人(払超の場合)は、日銀ネットにて清算インフラ(保振子会社)への資金支払いを行う。
- ・ 振替決済インフラより清算インフラへ結果を通知する。
- ・ 清算インフラ(保振子会社)は、資金払込先にかかる全ての資金決済振替が完了後、信託銀行および資金決済代理人(受超の場合)に対して、日銀ネットにて資金支払いを行う。
- ・ 振替決済インフラより信託銀行、証券会社および資金決済代理人へ結果を通知する。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図1-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(株式)~ 流通 (5 / 6)



ストリートサイト

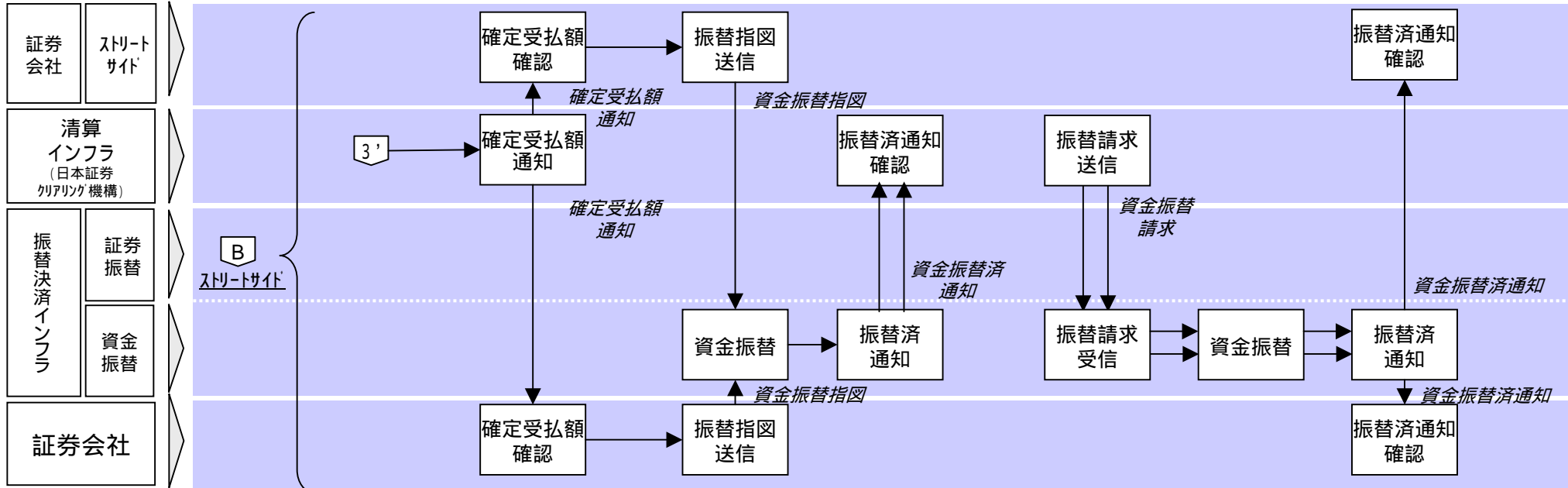
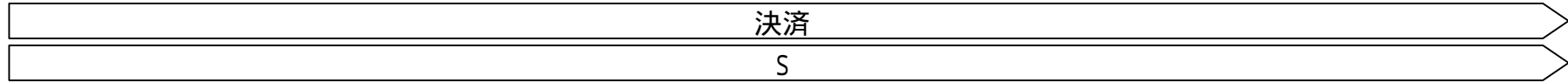
- 清算インフラ(日本証券クリアリング機構)にて、債務引受と決済の保証を行い、ネットティング尻を確定して、結果を各証券会社へ通知する。

- 各証券会社は、決済日の前日に現金または証券、当日に現金を担保としてを差入れる。ネットティング尻が払超の場合は、現金担保を預託する必要がある(預託した担保の額に相当する証券が受領できることとなる)。

- ネットデビット計算により、振替可能有価証券価値を算出し、清算インフラ(日本証券クリアリング機構)と証券渡方との振替または清算インフラ(日本証券クリアリング機構)と証券受方との振替が行われる。

- 証券振替インフラより、清算インフラ(日本証券クリアリング機構)と各証券会社へ振替済通知が送信される。

図1-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(株式)~ 流通 (6 / 6)



ストリートサイド

・ 決済時限が到来すると、受払代金が確定し、清算インフラ(日本証券クリアリング機構)から各証券会社へ通知する。

・ 追加支払いが生じた場合、各証券会社は清算インフラ(日本証券クリアリング機構)へ資金の支払いを行う。

・ 清算インフラ(日本証券クリアリング機構)は、日銀ネット、または資金決済銀行口座を通じ、現金担保余剰分の支払いを行う。

・ 振替決済インフラより、各証券会社へ結果を通知する。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

表 2-1 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 国債(流通)

区 分	取引形態	分 類	想 定 事 項	状 況
国債	流通	照合	<ul style="list-style-type: none"> 国債の売買取引について、証券保管振替機構の決済照合システムの第一期第 3 フェーズとして、現行 FIRST の代替機能の提供開始が確定しているが、ここでは、ストリートサイド、カスタマーサイドともにセントラルマッチング等が整備された照合インフラ(保振決済照合システムを想定)の利用を想定。 	検討中 (証券保管振替機構 決済照合小委員会にて検討中)
		照合	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラでは株式取引と同等の機能(注文回送システム連動、約定分割、約定照合、SSI 情報付与、決済照合、清算/振替決済インフラ連動)が実現されているものと想定(清算インフラと振替決済インフラのどちらへ連動するか判断は、照合インフラにて行うことを想定)。 	検討中 (国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループにて検討中)
		清算	<ul style="list-style-type: none"> 国債の清算機関において、DVP 決済前の事前ネットティングを実施するものと想定(清算機関の利用者は主にストリートサイドと想定し、ストリートサイドにのみ図示)。 	
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラもしくは清算インフラから連動される振替請求により自動的に振替が行われることを想定。 	

図2-1 想定される将来像 ~インダストリーモデル(国債)~ 流通

- カスタマーサイドが機関投資家による特金取引の場合
- 機関投資家は清算参加者でなく、証券会社/ブローカーズ/ブローカー等が清算参加者である場合(店頭取引のケース)
- 照合インフラへの参加形態が運用指図サポート型(運用指図配信サービス未利用型)^{*1}の場合

*1 証券保管振替機構の決済照合システムでの名称

- ◆ ストリートサイド、カスタマーサイドともに照合インフラ(保振決済照合システムを想定)の機能を利用するものと想定
- ◆ 照合インフラでは株式取引と同等の機能(注文回送システム連動、約定分割、約定照合、SSI付与、決済照合、清算/振替決済インフラ連動)が実現されているものと想定

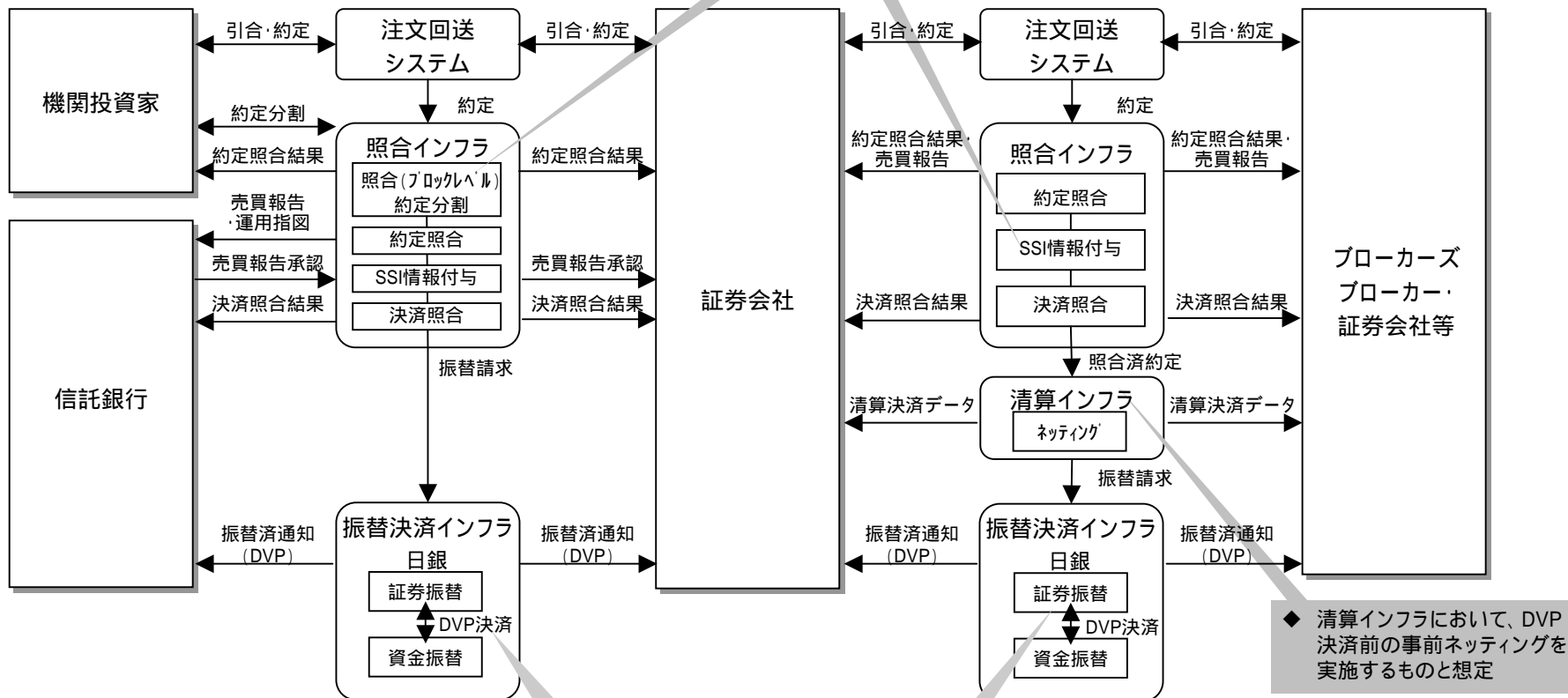
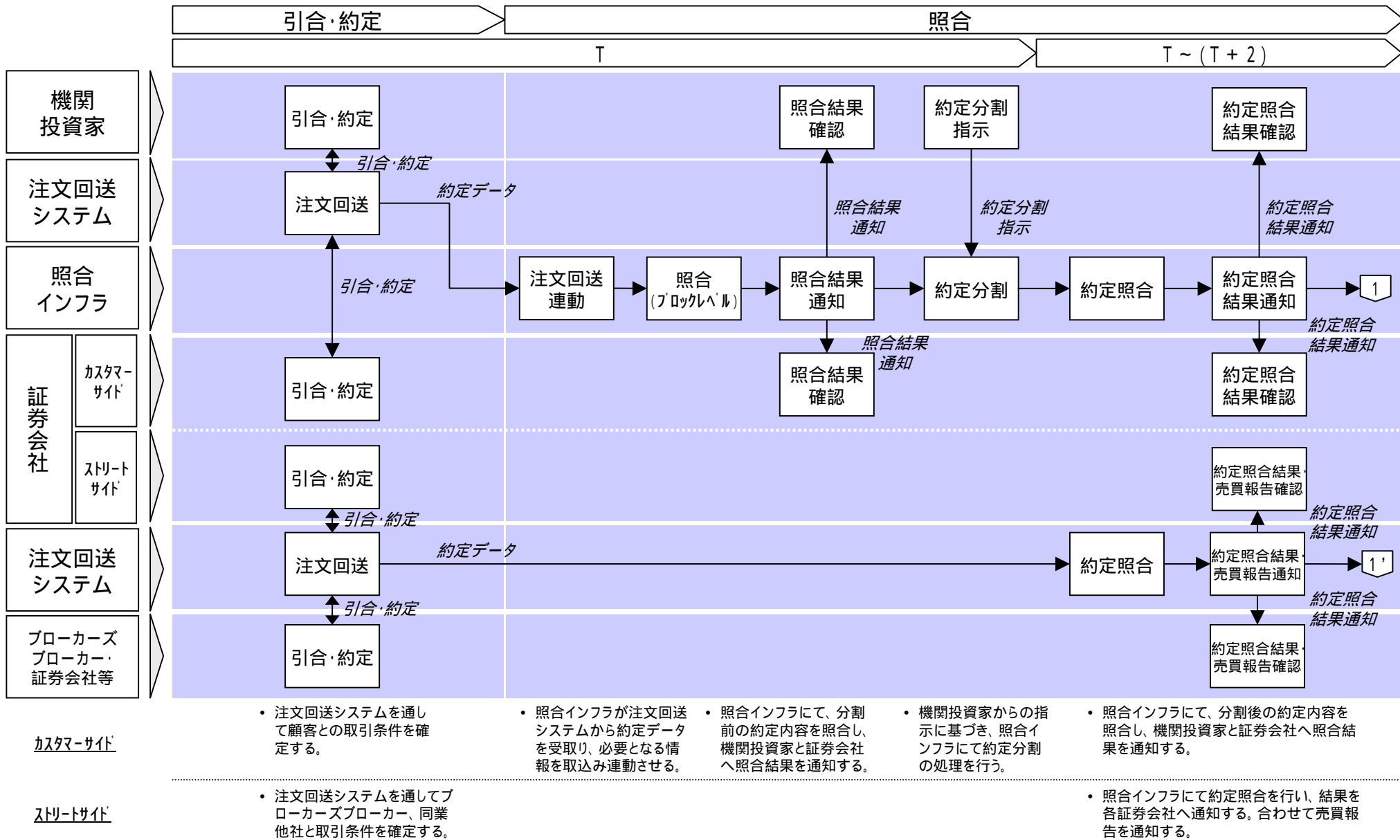


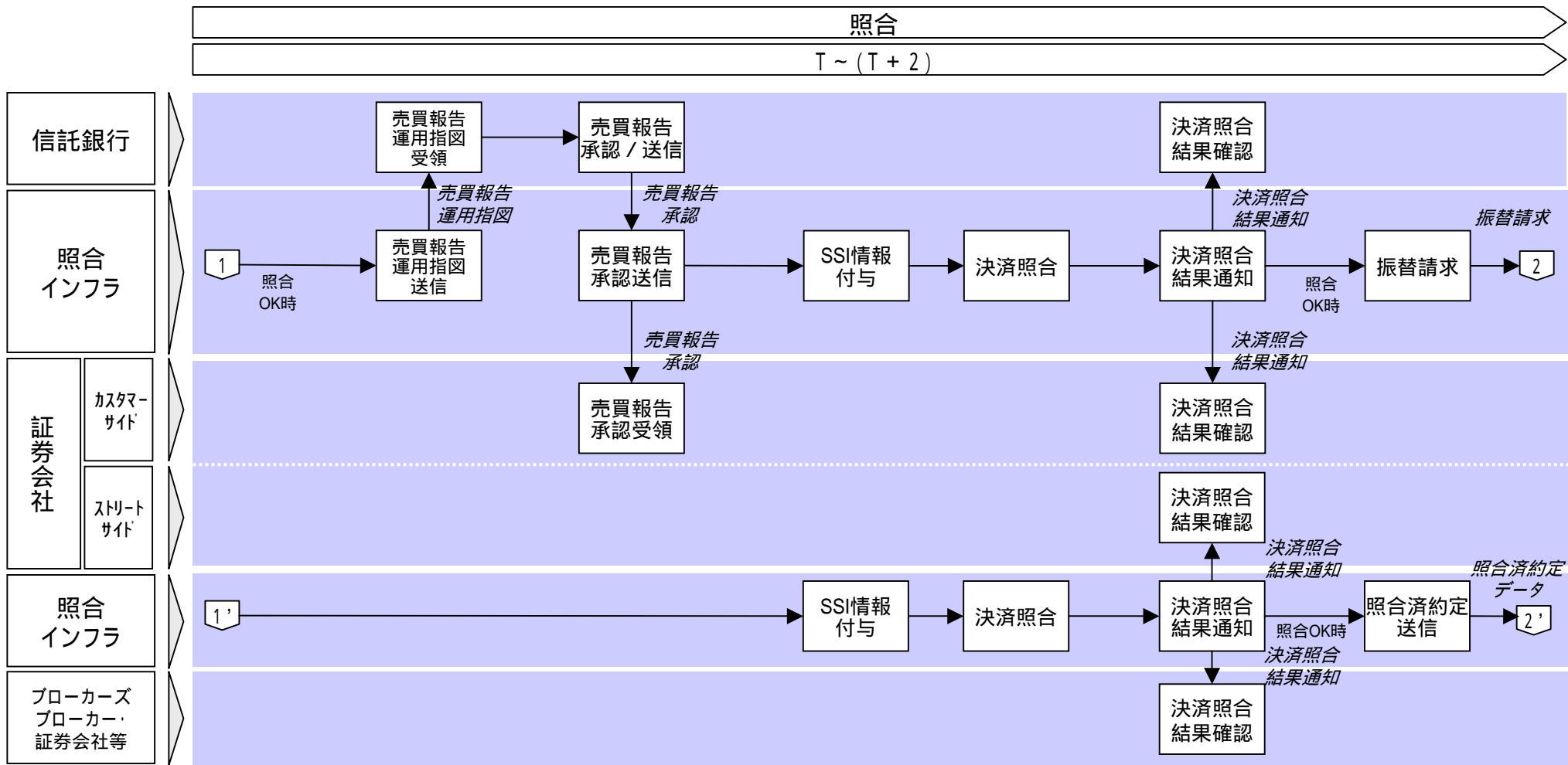
図2-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(国債)~ 流通 (1 / 3)

- カスタマーサイドが機関投資家による特金取引の場合
- 機関投資家は清算参加者でなく、証券会社 / ブローカーズ・ブローカー等が清算参加者である場合 (店頭取引のケース)
- 照合インフラへの参加形態が運用指図サポート型 (運用指図配信サービス未利用型)¹の場合
* 1 証券保管振替機構の決済照合システムでの名称



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィジビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図2-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(国債)~ 流通 (2 / 3)



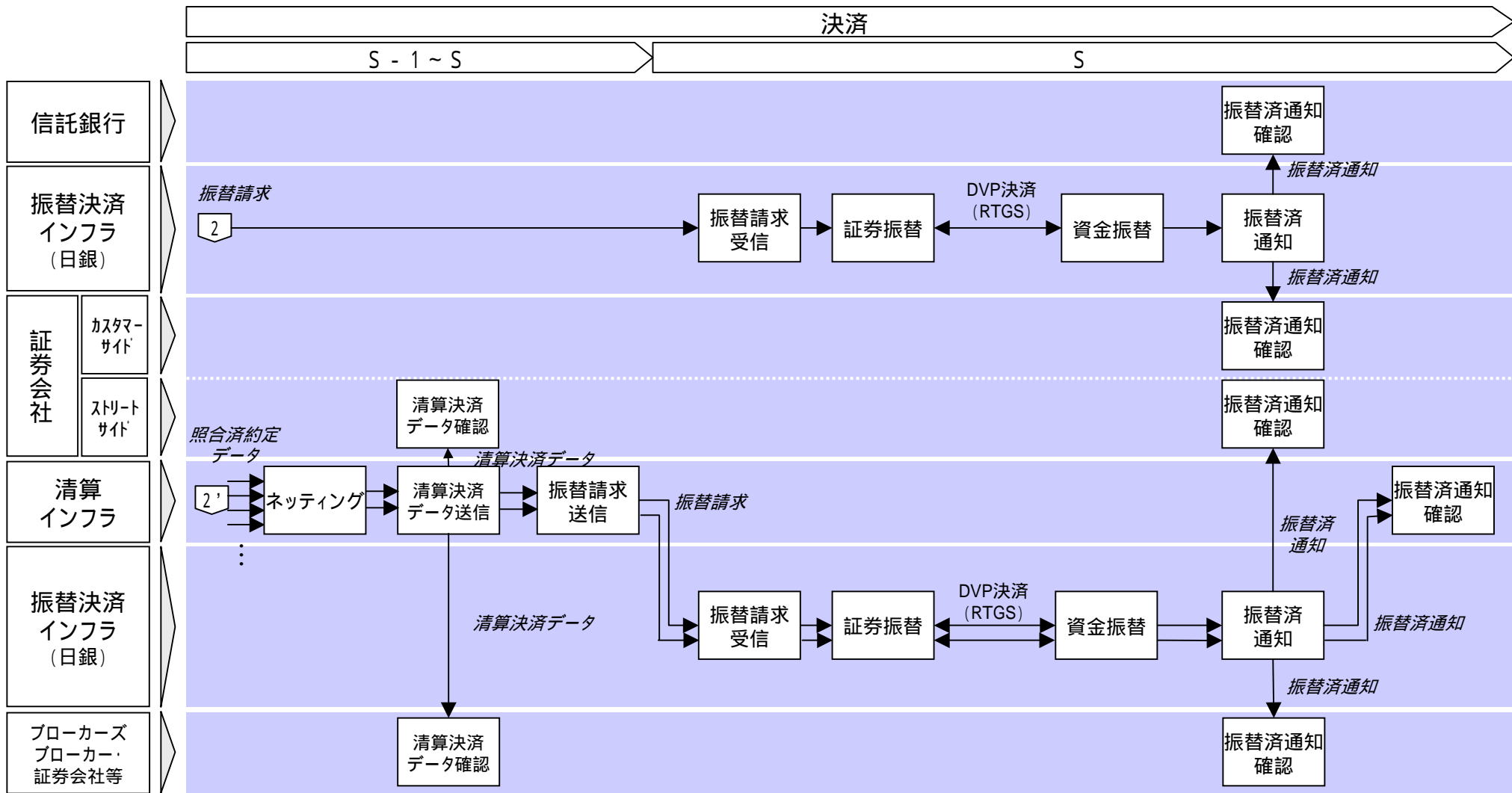
カスタマーサイド

ストリートサイド

- 照合インフラにて売買報告と運用指図の照合済データを作成し、信託銀行へ送信する。
- 信託銀行は売買報告と運用指図の内容を確認し、問題がなければ照合インフラを通して証券会社へ承認通知を送信する。
- 照合インフラにて、承認済の売買報告にあらかじめ入力されたSSSIの決済情報を自動的に付与する。
- 照合インフラにて、承認済の売買報告にあらかじめ入力されたSSSIの決済情報を自動的に付与する。
- 照合インフラにて決済照合を行い、結果を信託銀行と証券会社へ通知する。
- 照合インフラにて決済照合を行い、結果を各証券会社へ通知する。
- 照合インフラにて決済照合(照合一致)になると振替請求が生成され、振替決済インフラに連動される。
- 照合インフラにて決済照合(照合一致)になると照合済約定データが清算インフラに連動される。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィジビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図2-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(国債)~ 流通 (3 / 3)



カスタマーサイド

ストリートサイド

- 振替決済インフラにおいてDVP決済が行われる(振替実行のタイミング・方法については今後の検討が必要)。
- 振替決済インフラより、信託銀行と証券会社の双方に振替済通知が送信される。

- 清算インフラにて、債務引受と決済の保証を行い、ネットイング尻を確定して、結果を各証券会社へ通知する。
- 清算インフラにて振替請求が作成され、振替決済インフラに連動される。
- 振替決済インフラにおいてDVP決済が行われる(振替実行のタイミング・方法については今後の検討が必要)。
- 振替決済インフラより、債務引受後の振替結果(清算機関と証券渡方の振替または清算機関と証券受方の振替)について、各証券会社と清算インフラへ振替済通知が送信される。

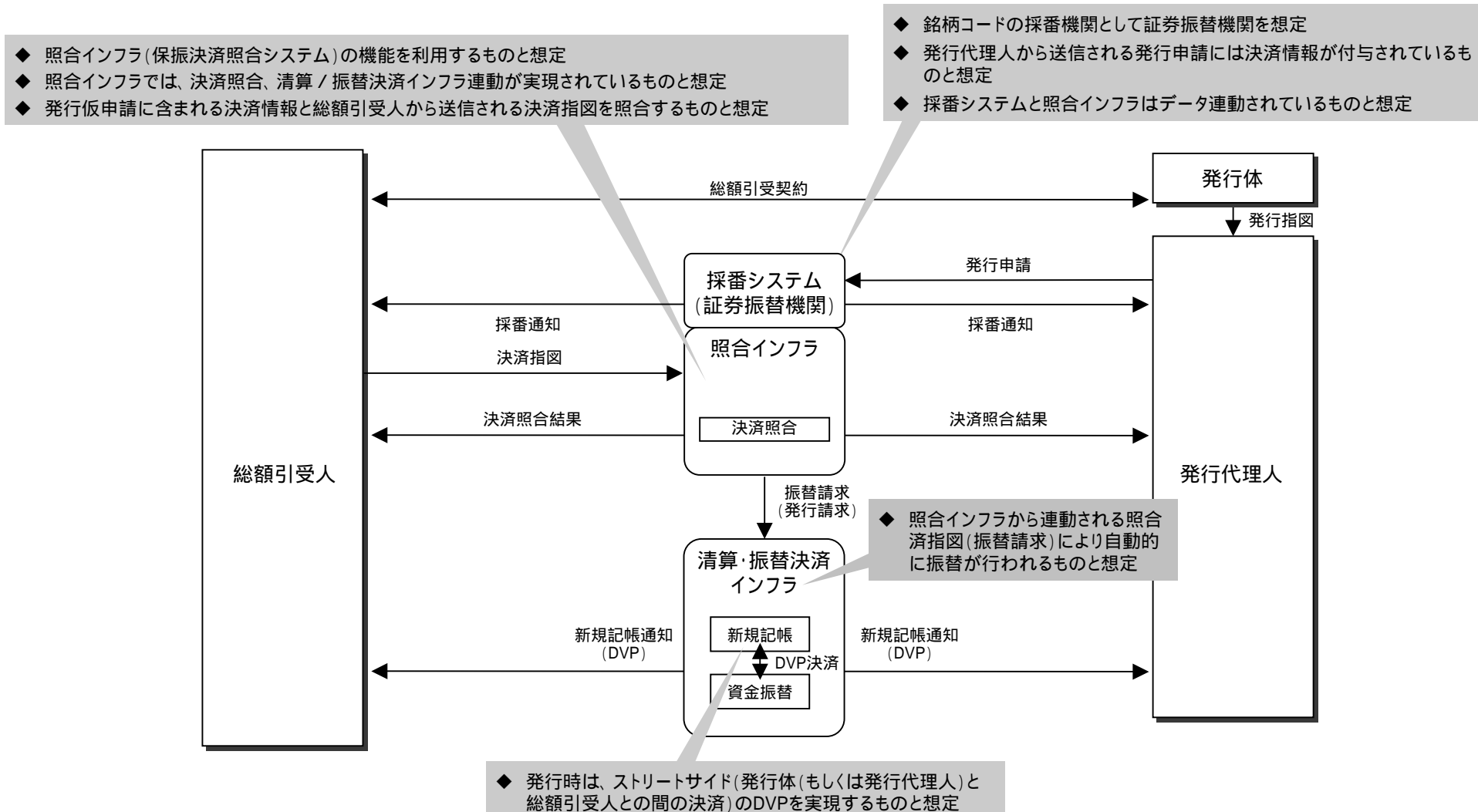
具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

表 3-1 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 一般債(発行)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
一般債	発行	照合	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラ(保振決済照合システム)の機能を利用するものと想定。 ストリートサイドの照合インフラでは決済照合、清算/振替決済インフラ連動が実現されているものと想定。 発行申請に含まれる決済情報と総額引受人から送信される決済指図を照合するものと想定。 	未検討
		清算・決済	<ul style="list-style-type: none"> ストリートサイド(発行体(もしくは発行代理人)と総額引受人との間の決済)の DVP を実現するものと想定。 照合インフラから連動される照合済指図(発行請求)により自動的に振替が行われることを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討中)
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄コードの採番機関として証券振替機関を想定。 発行代理人から送信される発行申請には決済情報が付与されているものと想定。 採番システムと照合インフラはデータ連動されているものと想定。 	

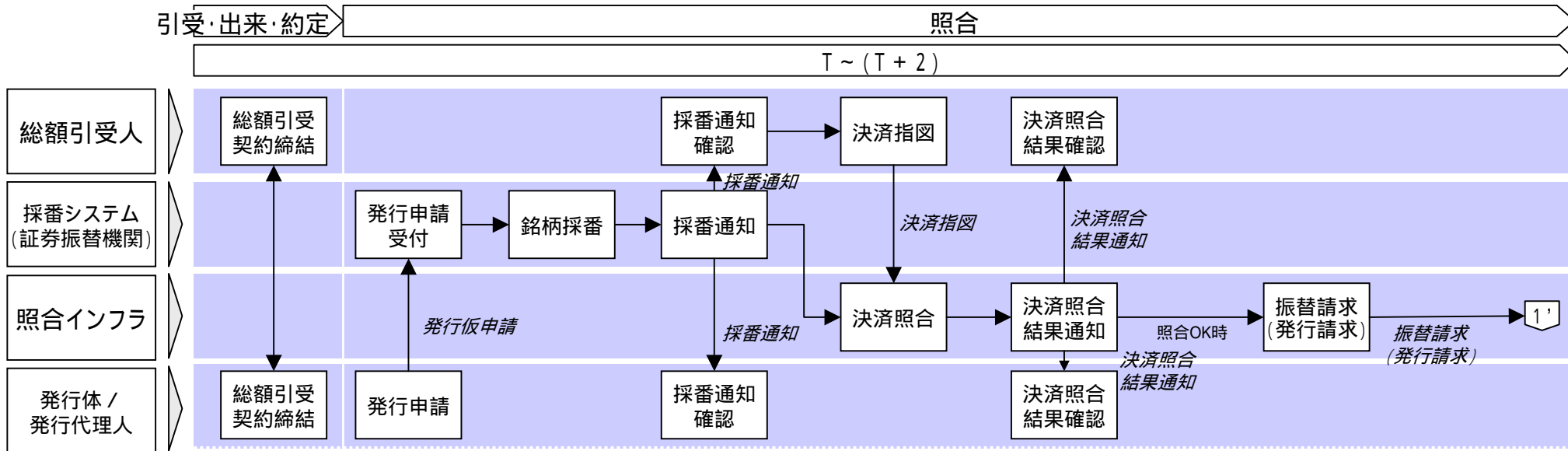
図3-1 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(一般債) ~ 発行

- 発行方式として総額引受方式の場合



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図3-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(一般債)~ 発行(1/2) ・発行方式として総額引受方式の場合



・発行体と総額引受人の間で総額引受契約を締結する。

・発行代理人は振替機関に対し、発行申請(採番依頼を兼ねる)を送信する(この申請には決済情報が含まれる)。

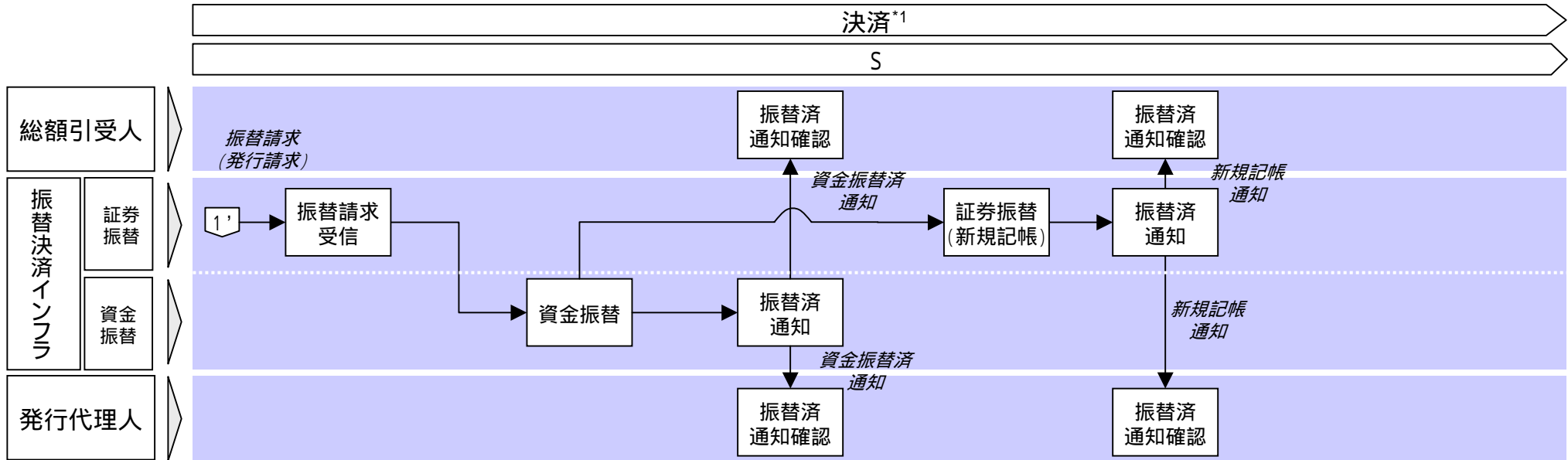
・証券振替機関より、採番結果を発行代理人および総額引受人へ通知する。

・総額引受人は照合インフラに対して決済指図(資金の払込指図および証券口座情報)を送る(発行時のSSI使用の有無については、今後の検討が必要)。

・照合インフラにて、発行仮申請に含まれる決済情報と総額引受人から送信される決済指図の内容の照合を行い、結果を発行代理人および総額引受人へ通知する。

・照合インフラにて決済照合済(照合一致)になると発行請求が生成され、振替決済インフラに連動される。

図3-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(一般債)~ 発行(2/2) *1 当該プロセスモデルは清算インフラを利用しないパターンを記述している。



・ 振替決済インフラ(証券振替機関と日銀間)にてDVP決済(資金の払込みに基づいた新規記録)が行われる。

・ 振替決済インフラ(日銀)より、発行代理人および総額引受人に資金振替済通知が送信される。

・ 証券振替インフラ(証券決済機関)より、発行代理人および総額引受人に新規記帳通知が送信される。

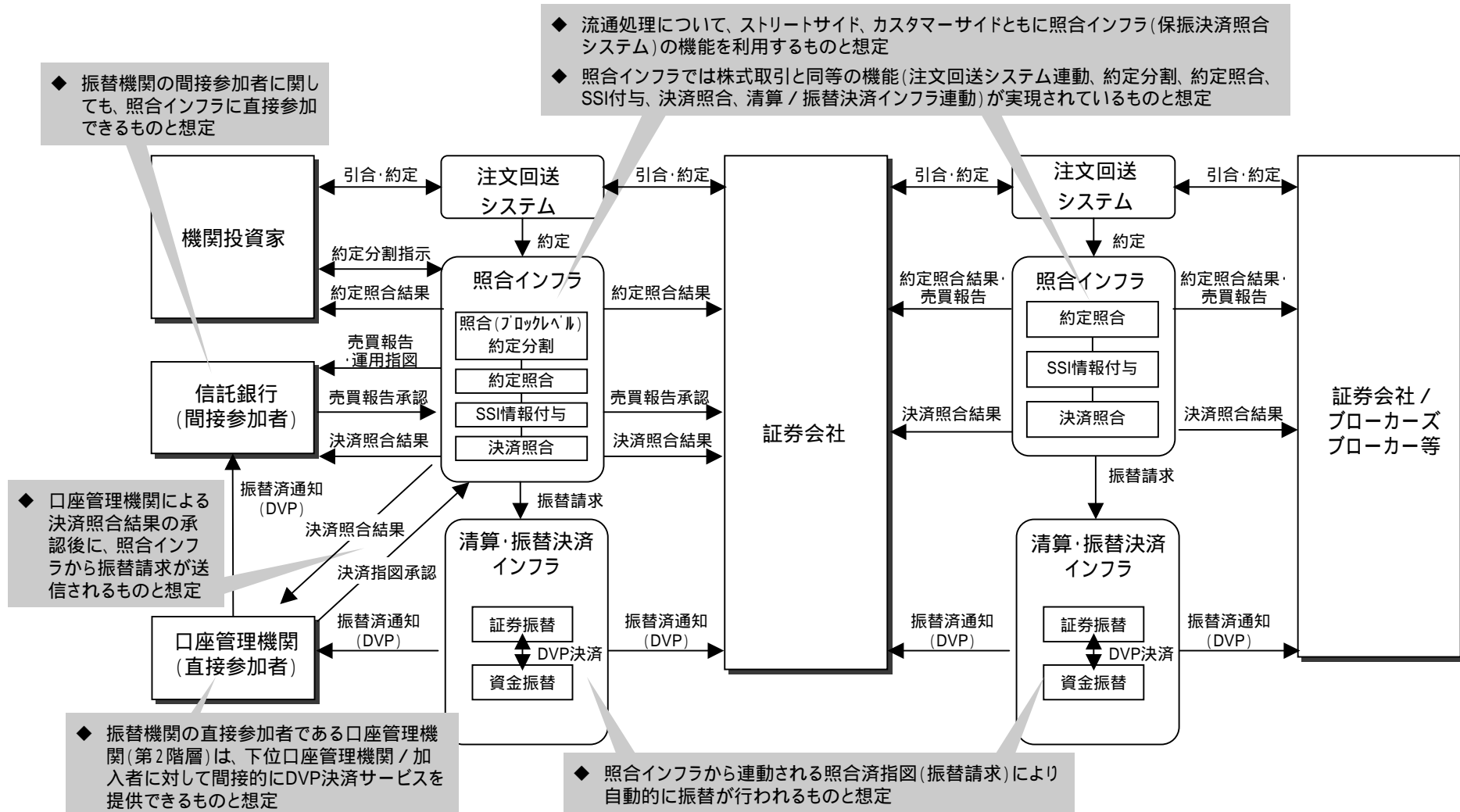
表 3-2 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 一般債(流通)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
一般債	流通	照合	<ul style="list-style-type: none"> • ストリートサイド、カスタマーサイドとともに照合インフラ(保振決済照合システム)の機能を利用するものと想定。 • 照合インフラでは株式取引と同等の機能(注文回送システム連動、約定分割、約定照合、SSI 付与、決済照合、清算 / 振替決済インフラ連動)が実現されているものと想定(清算インフラと振替決済インフラのどちらに連動するかの判断は、照合インフラにて行うことを想定)。 • 振替機関の間接参加者に関しても、照合インフラに直接参加できるものと想定。 • 口座管理機関による決済照合結果の承認後に、照合インフラから振替請求が送信されるものと想定。 	未検討
		清算・決済	<ul style="list-style-type: none"> • 照合インフラから連動される照合済指図(振替請求)により自動的に振替が行われることを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
			<ul style="list-style-type: none"> • 振替機関の直接参加者である口座管理機関(第2階層)は、下位口座管理機関 / 加入者に対して間接的にDVP決済サービスを提供できるものと想定。 	未検討

図3-2 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(一般債) ~ 流通

- 証券会社における公募債取引で、カスタマーサイドは機関投資家による特金取引の場合
- 照合インフラへの参加形態が運用指図サポート型(運用指図配信サービス未利用型)^{*1}の場合
- 信託銀行が振替機関の間接参加者の場合

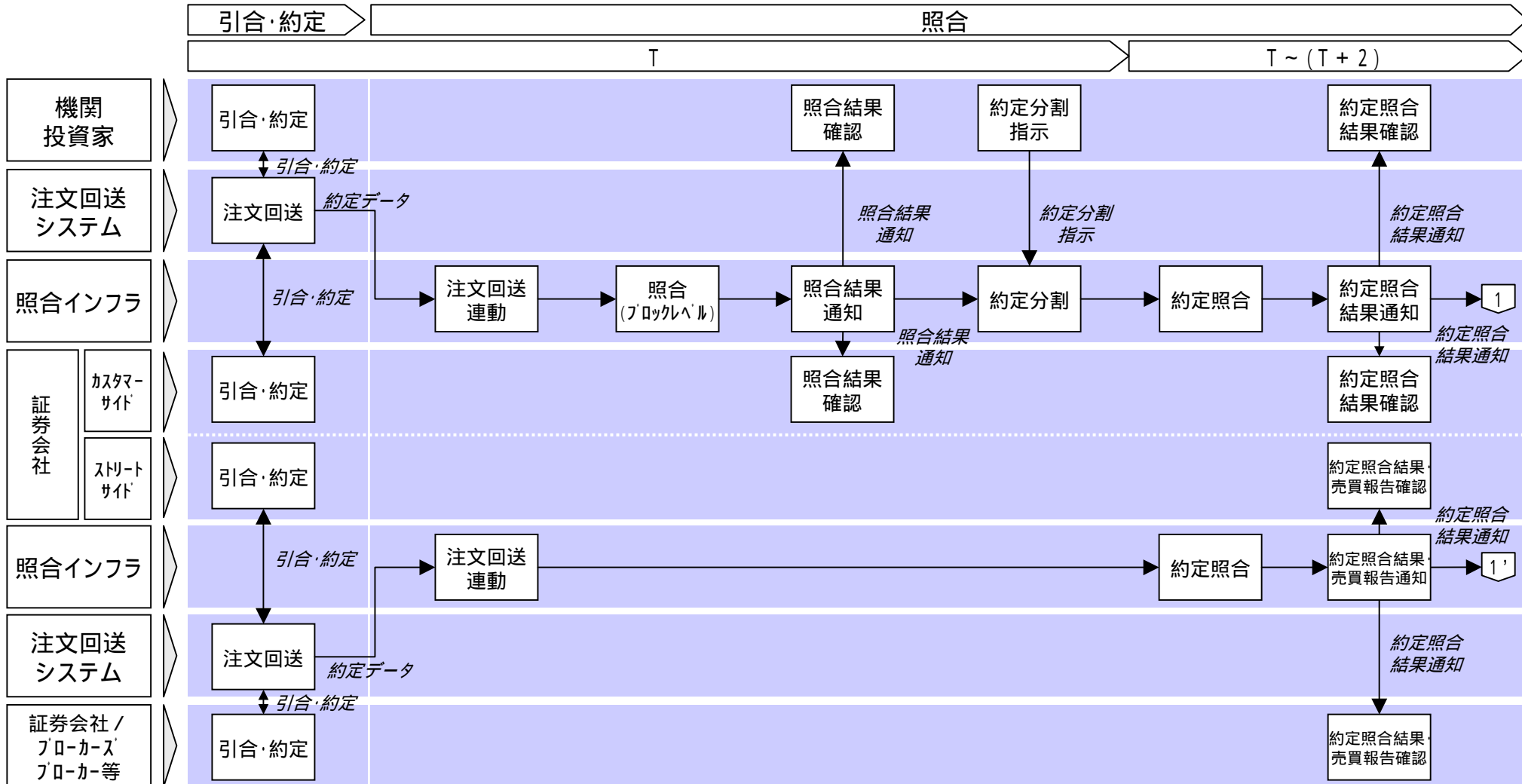
*1 証券保管振替機構の決済照合システムでの名称



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図3-2 想定される将来像 ~ 業務プロセスモデル(一般債) ~ 流通 (1 / 3)

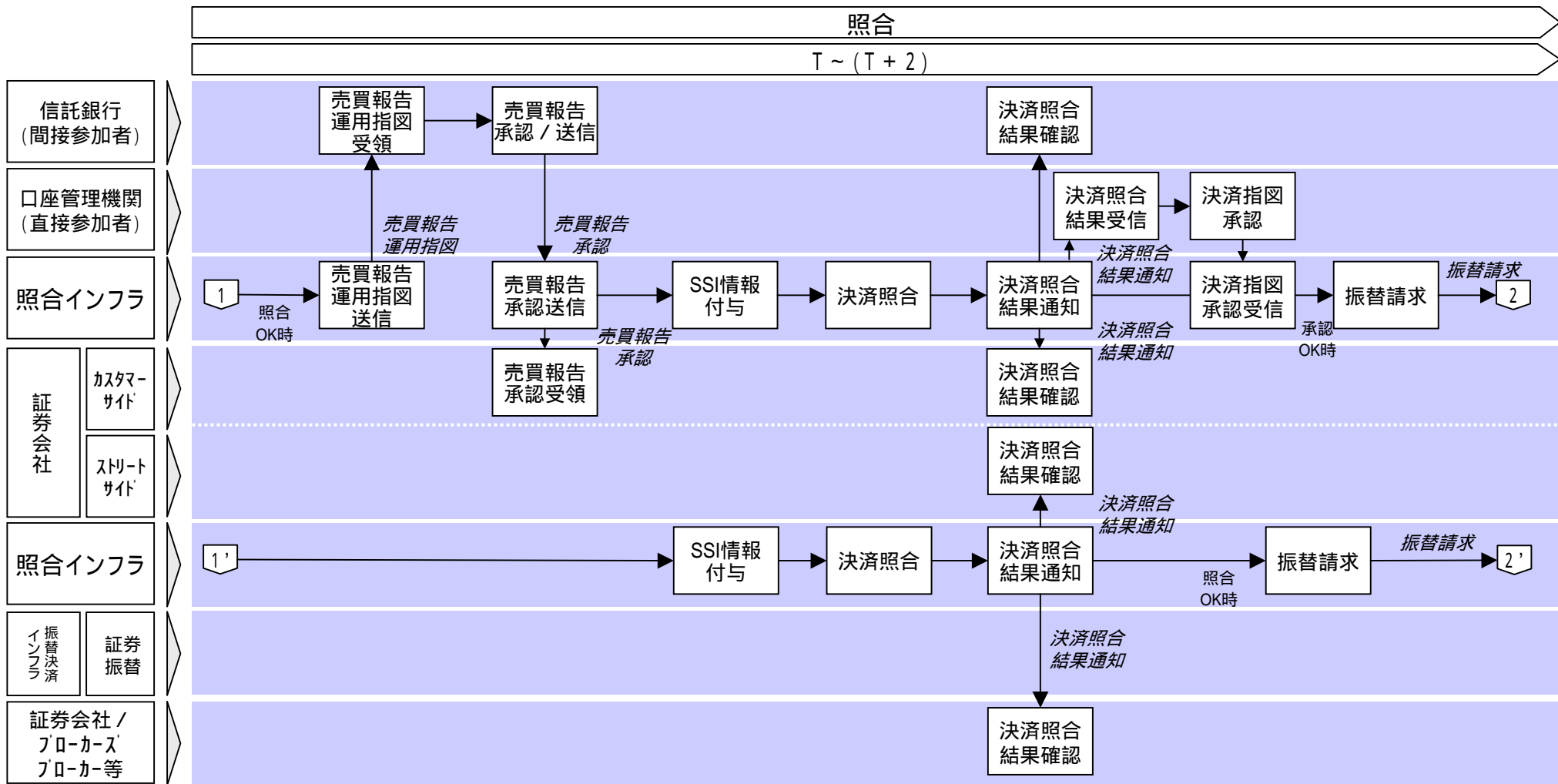
- ・証券会社における公募債取引で、カスタマーサイドは機関投資家による特金取引の場合
- ・照合インフラへの参加形態が運用指図サポート型(運用指図配信サービス未利用型)¹⁾の場合
- ・信託銀行が振替機関の間接参加者の場合
- * 1 証券保管振替機構の決済照合システムでの名称



- カスタマーサイド**
 - ・注文回送システムを通して顧客との取引条件を確定する。
 - ・注文回送システムを通してブローカーズブローカー等との取引条件を確定する。
- ストリートサイド**
 - ・照合インフラが注文回送システムから約定データを受取り、必要となる情報を取込み連動させる。
 - ・照合インフラにて、分割前の約定内容を照合し、機関投資家と証券会社へ照合結果を通知する。
 - ・機関投資家からの指示に基づき、照合インフラにて約定分割の処理を行う。
 - ・照合インフラにて、分割後の約定内容を照合し、機関投資家と証券会社へ照合結果を通知する。
 - ・照合インフラにて約定照合を行い、結果を証券会社とブローカーズブローカー等へ通知する。合わせて売買報告を通知する。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図3-2 想定される将来像 ~ 業務プロセスモデル(一般債) ~ 流通 (2 / 3)



- ・ 照合インフラにて売買報告と運用指図の照合済データを作成し、信託銀行へ送信する。
- ・ 信託銀行は売買報告と運用指図の照合を行い、問題がなければ照合インフラを通して証券会社へ承認通知を送信する。
- ・ 照合インフラにて、承認済の売買報告にあらかじめ入力されたSSIIの決済情報を自動的に付与する。
- ・ 照合インフラにて決済照合を行い、結果を信託銀行、証券会社、口座管理機関(直接参加者)へ通知する。
- ・ 照合インフラにて口座管理機関(直接参加者)の承認済決済指図に基づき、振替請求が生成され、振替決済インフラに連動される。

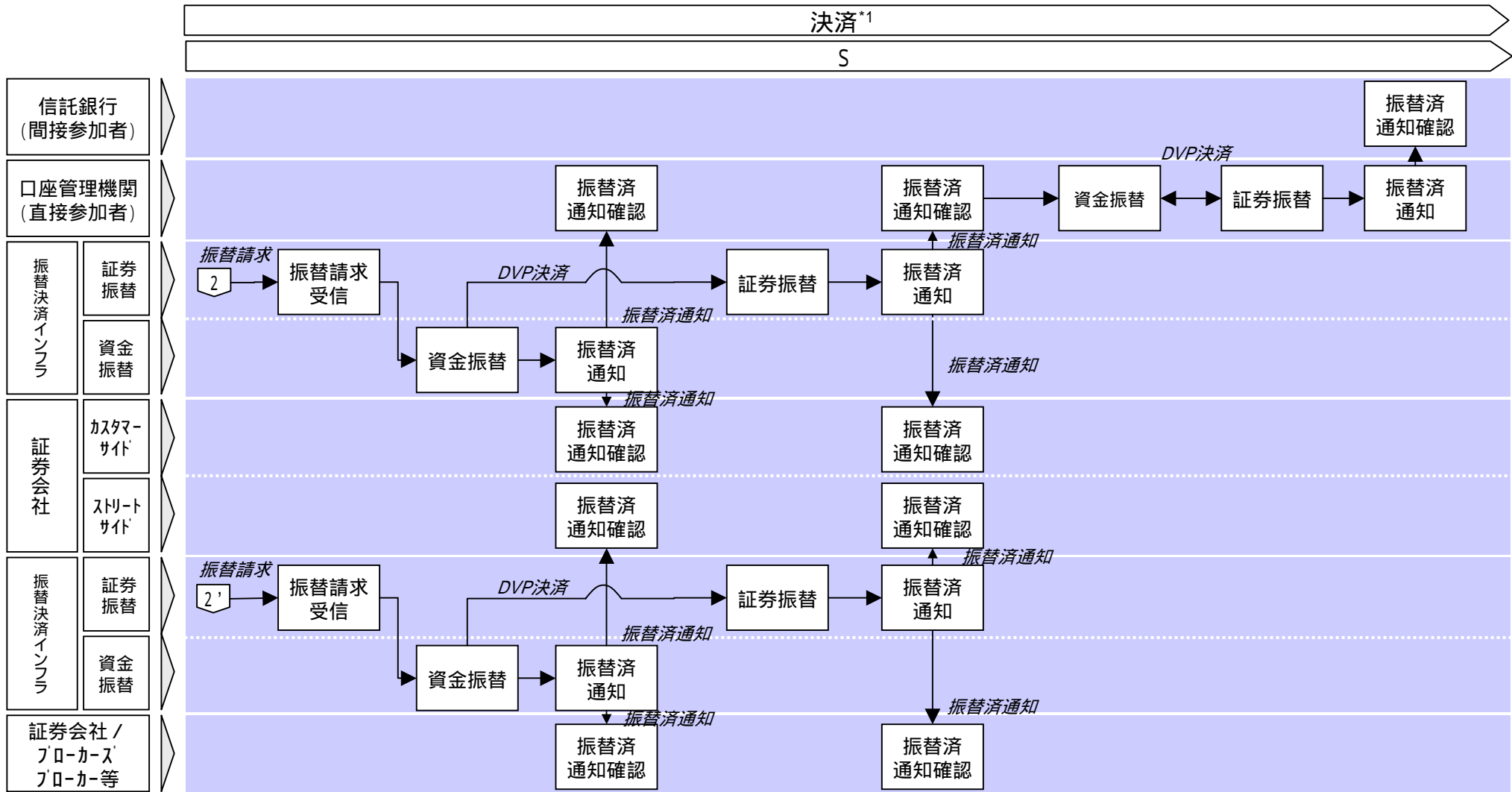
カスタマーサイト

ストリートサイト

- ・ 照合インフラにて、照合済の約定にあらかじめ入力されたSSIIの決済情報を自動的に付与する。
- ・ 照合インフラにて決済照合を行い、結果を証券会社とブローカーズブローカー等へ通知する。
- ・ 照合インフラにて決済照合済(照合一致)になると振替請求が生成され、振替決済インフラに連動される。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図3-2 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(一般債)~ 流通 (3 / 3) *1 当該プロセスモデルは清算インフラを利用しないパターンを記述している。



カスタマーサイド

・ 振替決済インフラ(証券決済機関と日銀間)にて、DVP決済(資金の振替に基づいた証券振替)が行われる。

ストリートサイド

・ 振替決済インフラ(証券決済機関と日銀間)にて、DVP決済(資金の振替に基づいた証券振替)が行われる。

・ 振替決済インフラ(日銀)より、機関投資家および証券会社に資金振替済通知が送信される。

・ 振替決済インフラ(日銀)より、証券会社およびブローカーズブローカー等に資金振替済通知が送信される。

・ 振替決済インフラ(証券振替機関)より、機関投資家および証券会社に振替済通知が送信される。

・ 振替決済インフラ(証券振替機関)より、証券会社およびブローカーズブローカー等に振替済通知が送信される。

・ 口座管理機関にて、顧客口座の資金振替および証券振替が行われ、信託銀行に振替済通知が送信される。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

表 3-3 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 一般債(期中利払) (1 / 2)

区分	取引形態	分類	想定事項	状況
一般債	期中利払	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 期中利払処理の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の3つのモデルを想定。 <ul style="list-style-type: none"> <モデルA> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基金請求:直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して請求 ✓ 資金分配:振替機関を通じて上位機関から順番に分配 ✓ 照合インフラを未利用 <モデルB> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基金請求:直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して請求 ✓ 資金分配:振替機関を通じて上位機関から順番に分配 ✓ 照合インフラを利用(短期社債の本格対応に準じたモデル) <モデルC> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該銘柄に関連する口座管理機関が一つで、口座管理機関と支払代理人が同一の場合を想定したスキーム ✓ 基金請求:投資者から支払代理人(口座管理機関)に対して直接請求 ✓ 資金分配:支払代理人(口座管理機関)から投資者に対して直接支払 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
	モデルA	その他 (基金請求)	<ul style="list-style-type: none"> • 各口座管理機関は直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して基金請求を実施することを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		決済	<ul style="list-style-type: none"> • 基金請求に基づいた支払代理人からの資金決済指図により、資金振替が行われるものと想定。 • 証券振替機関は日銀当預を保有していることを想定。 • 利金支払に関しては、支払代理人から証券振替機関を通じて上位機関から直近の下位機関に資金分配することを想定。 • 振替決済インフラの処理方法には次の2パターンがあることを想定。 <ul style="list-style-type: none"> <処理方法 > 支払代理人から振替機関を経由して、各口座管理機関へ資金分配する方法 <処理方法 > 支払代理人と各口座管理機関の振替により資金分配する方法 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)

表 3-3 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 一般債(期中利払) (2 / 2)

区 分	取引形態	分 類	想 定 事 項	状 況
	モデルB	その他 (基金請求)	<ul style="list-style-type: none"> 各口座管理機関は直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して基金請求を実施することを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラから連動される照合決済指図により自動的に資金振替が行われるものと想定。 証券振替機関は日銀当預を保有していることを想定。 利金支払に関しては、支払代理人から証券振替機関を通じて上位機関から直近の下位機関に資金分配することを想定。 振替決済インフラの処理方法には次の2パターンがあることを想定。 < 処理方法 > 支払代理人から振替機関を経由して、各口座管理機関へ資金分配する方法 < 処理方法 > 支払代理人と各口座管理機関の振替により資金分配する方法 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)

図3-3 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(一般債) ~ 期中利払

- 公募債取引の利金処理の場合
- 投資者の口座管理機関は振替機関の間接参加者の場合

◆ 期中利払処理の想定される将来像(インダストリーモデル)として次の3つのモデルを想定

◆ 照合インフラでは、振替決済インフラより提供される残高情報と基金請求との照合である残高確認、SSI付与、決済照合、振替決済機関連動が実現されているものと想定

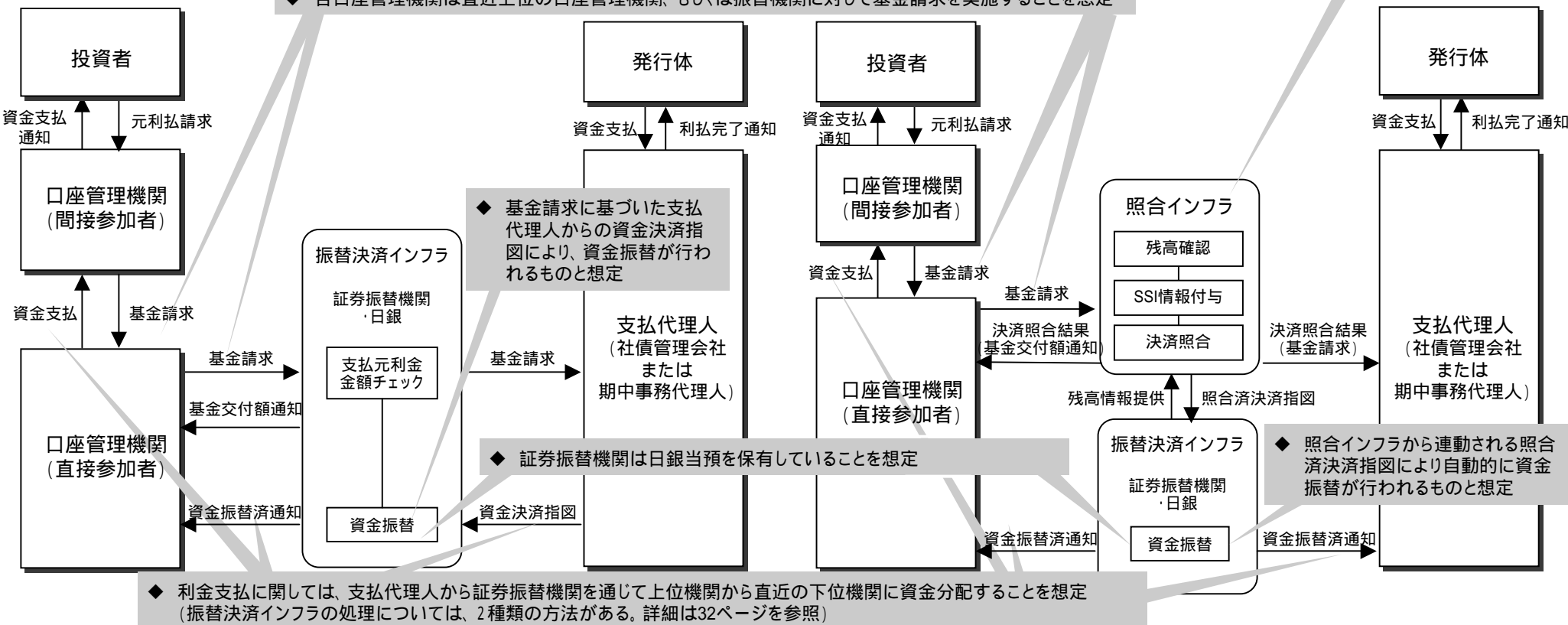
期中利払モデルA

- ✓ 基金請求: 直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して請求
- ✓ 資金分配: 振替機関を通じて上位機関から順番に分配
- ✓ 照合インフラを未利用

期中利払モデルB

- 基金請求: 直近上位の口座管理機関、もしくは照合インフラに対して請求
- ✓ 資金分配: 振替機関を通じて上位機関から順番に分配
- ✓ 照合インフラを利用(短期社債の本格対応に準じたモデル)

◆ 各口座管理機関は直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して基金請求を実施することを想定



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図3-3 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(一般債) ~ 期中利払

- 投資者の口座管理機関は振替機関の間接参加者の場合
- 関連する口座管理機関が一つで、かつ、支払代理人と同一の場合

◆ 期中利払処理の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の3つのモデルを想定

期中利払モデルC

- ✓ 当該銘柄に関連する口座管理機関が一つで、口座管理機関と支払代理人が同一の場合を想定したスキーム
- ✓ 基金請求: 投資者から支払代理人(口座管理機関)に対して直接請求
- ✓ 資金分配: 支払代理人(口座管理機関)から投資者に対して直接支払

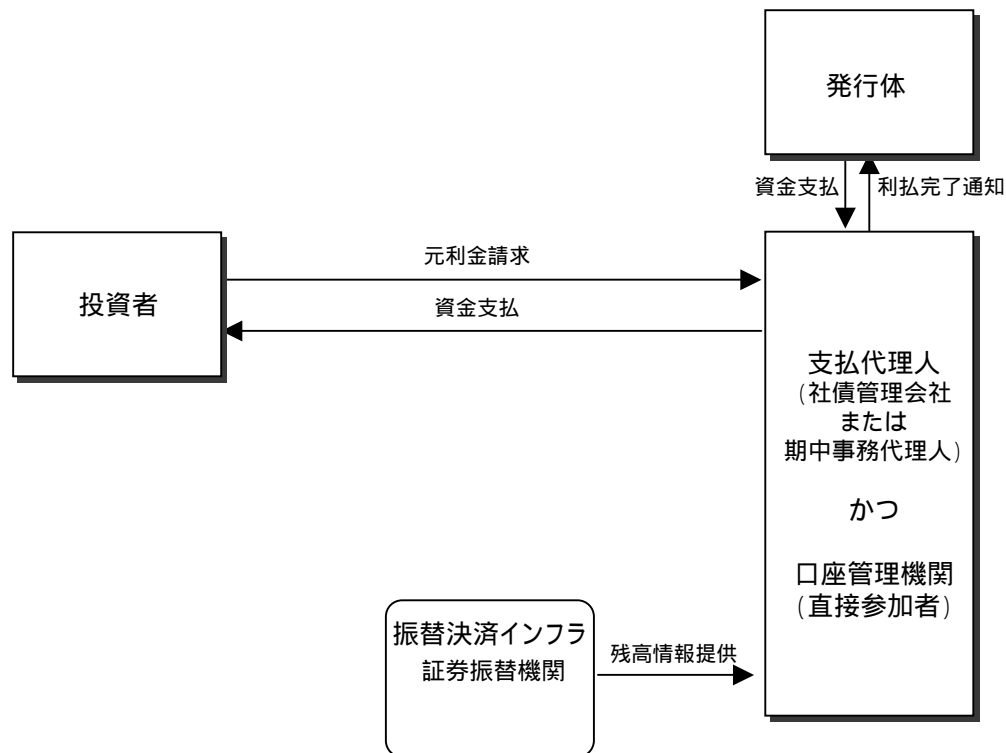


表 3-4 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 一般債(償還) (1/2)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
一般債	償還	その他	<ul style="list-style-type: none"> 償還処理の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の3つのモデルを想定。 <ul style="list-style-type: none"> <モデルA> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 期中利払モデルAに準じた方法 <モデルB> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 期中利払モデルBに準じた方法 <モデルC> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 期中利払モデルCに準じた方法 投資者(社債権者)は口座管理機関、もしくは振替機関に元利金の代理受領権を付与するとともに事前に償還金の受領と引換えに抹消申請したとみなして構わない旨を申請(事前包括的抹消申請)するものと想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		モデルA	<ul style="list-style-type: none"> 各口座管理機関は直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して基金請求を実施することを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		清算・決済	<ul style="list-style-type: none"> 基金請求に基づいた支払代理人からの資金決済指図により、資金振替が行われるものと想定。 証券振替機関は日銀当預を保有していることを想定。 証券振替インフラでは資金振替と合わせて口座簿抹消が行われる(DVP)を想定。 振替決済インフラの処理方法には次の2パターンがあることを想定。 <ul style="list-style-type: none"> <処理方法 > 支払代理人から振替機関を経由して、各口座管理機関へ資金分配する方法 <処理方法 > 支払代理人と各口座管理機関の振替により資金分配する方法 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 各口座管理機関での口座簿抹消は上位機関の振替済通知に基づき実施されると想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)

表 3-4 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 :一般債 償還(2 / 2)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
	モデルB	その他 (基金請求)	<ul style="list-style-type: none"> 各口座管理機関は直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して基金請求を実施することを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラから連動される照合決済指図により自動的に資金振替が行われるものと想定。 証券振替機関は日銀当預を保有していることを想定。 証券振替インフラでは資金振替と合わせて口座簿抹消が行われる(DVP)を想定。 振替決済インフラの処理方法には次の2パターンがあることを想定。 <処理方法 > 支払代理人から振替機関を経由して、各口座管理機関へ資金分配する方法 <処理方法 > 支払代理人と各口座管理機関の振替により資金分配する方法 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 各口座管理機関での口座簿抹消は上位機関の振替済通知に基づき実施されると想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)
	モデルC	その他	<ul style="list-style-type: none"> 振替機関での口座簿抹消は、直接参加者である口座管理機関からの抹消申請に基づき実施されると想定。 	検討中 (証券保管振替機構 一般債小委員会にて検討)

図3-4 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(一般債) ~ 償還

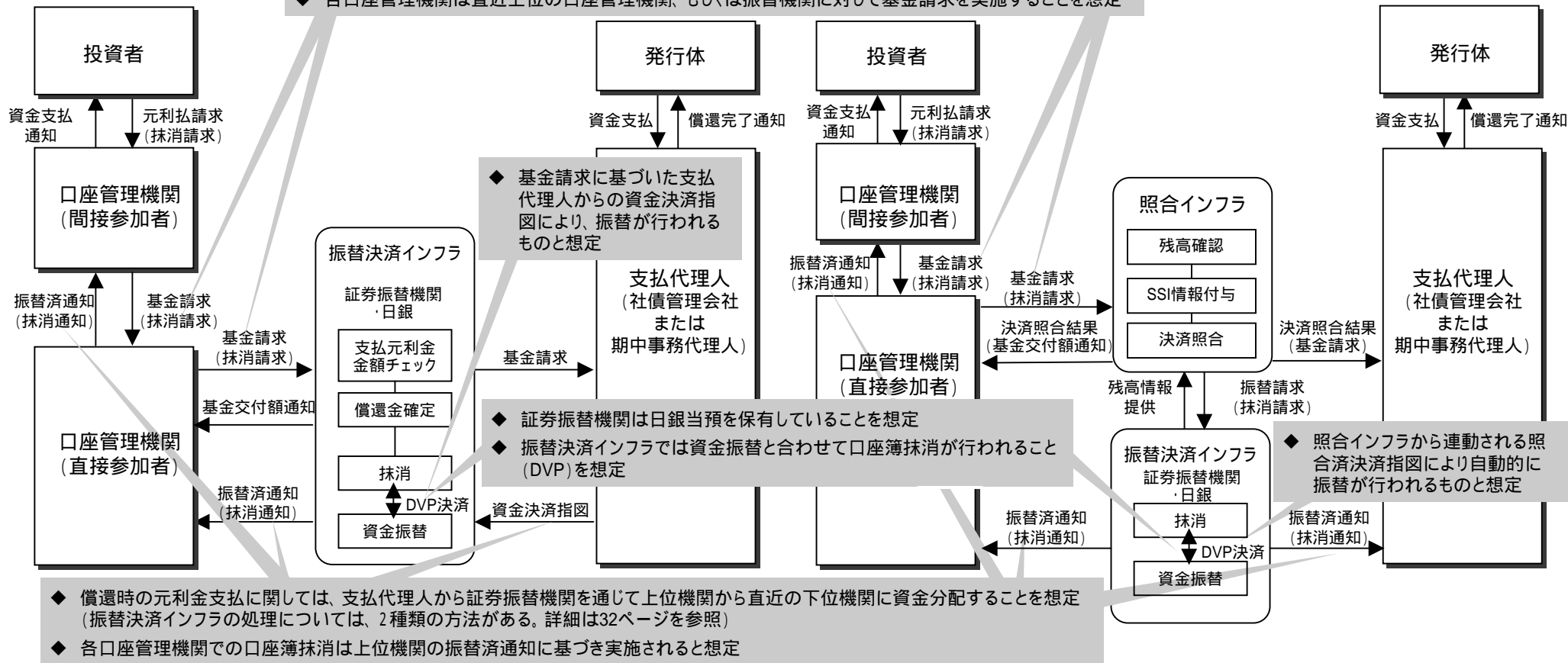
- 投資者の口座管理機関は振替機関の間接参加者の場合

◆ 期中利払処理と同様、償還処理の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の3つのモデルを想定
 ◆ 投資者(社債権者)は口座管理機関、もしくは振替機関に元金の代理受領権を付与するとともに、事前に償還金の受領と引換えに抹消申請したとみなして構わないこと(事前包括的抹消申請)を想定

「期中利払モデルA」に準じた方法

「期中利払モデルB」に準じた方法

◆ 各口座管理機関は直近上位の口座管理機関、もしくは振替機関に対して基金請求を実施することを想定



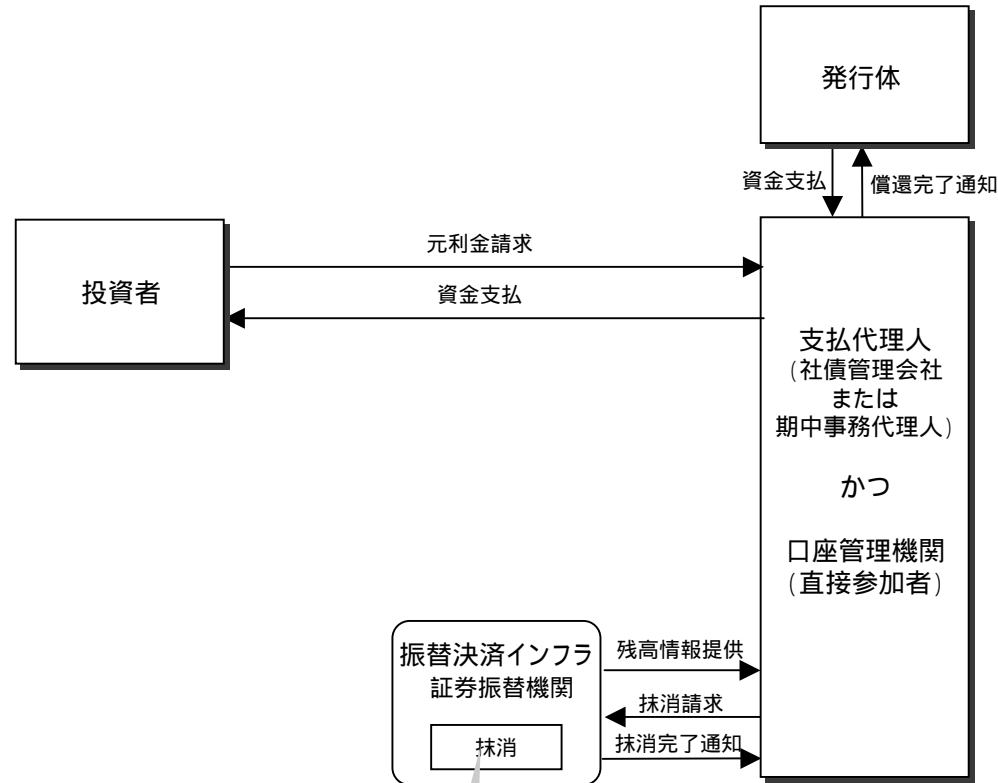
具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図3-4 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(一般債) ~ 償還

- 投資者の口座管理機関は振替機関の間接参加者の場合
- 関連する口座管理機関が一つで、かつ、支払代理人と同一の場合

◆ 期中利払処理と同様、償還処理の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の3つのモデルを想定

「期中利払モデルC」に準じた方法



◆ 振替機関での口座簿抹消は、直接参加者である口座管理機関からの抹消申請に基づき実施されると想定

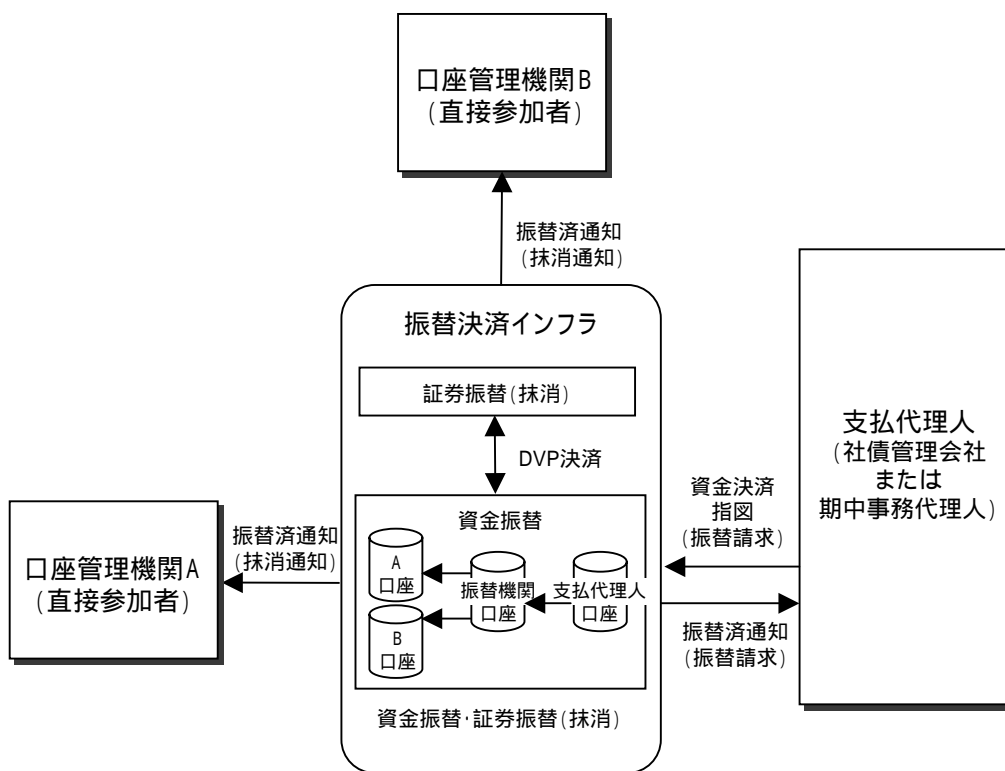
図3-4 想定される将来像 ~インダストリーモデル(一般債)~ 償還

*1 モデルA(照合インフラを未利用)を前提に記述している。

一般債の元利金処理の想定される将来像において、振替決済インフラの処理方法には次の2パターンが想定される*1。

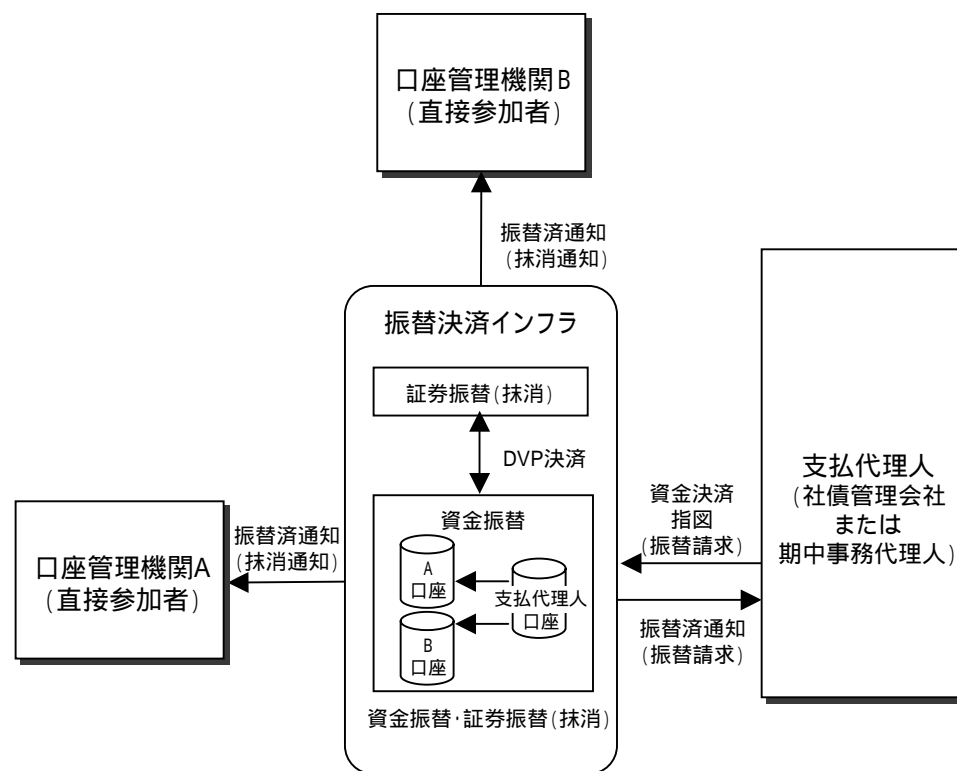
処理方法

支払代理人から振替機関を経由して、各口座管理機関へ資金分配する方法



処理方法

支払代理人と各口座管理機関の振替により資金分配する方法



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

表 4-1 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 短期社債(発行)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
短期社債	発行		<ul style="list-style-type: none"> 現在進められている、保振による「短期社債振替制度の基本要綱」に基づく制度の導入、およびシステムの稼働が実現されているものと想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
		照合	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラ(保振決済照合システム)の機能を利用するものと想定。 照合インフラでは、決済照合、振替決済インフラ連動が実現されているものと想定。 決済照合は、発行申請に含まれる決済情報とディーラーから送信される決済指図を照合するものと想定。 	未検討
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラから連動される発行請求により自動的に振替が行われるものと想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
			<ul style="list-style-type: none"> 資金の振替と同時に新規記帳を行う形でのDVP実現を想定。 	

図4-1 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(短期社債) ~ 発行

- 発行体 / 発行代理人とディーラー(総額引受人)の資金決済銀行が異なる場合
- ディーラー(総額引受人)が証券振替機関の直接参加者である場合

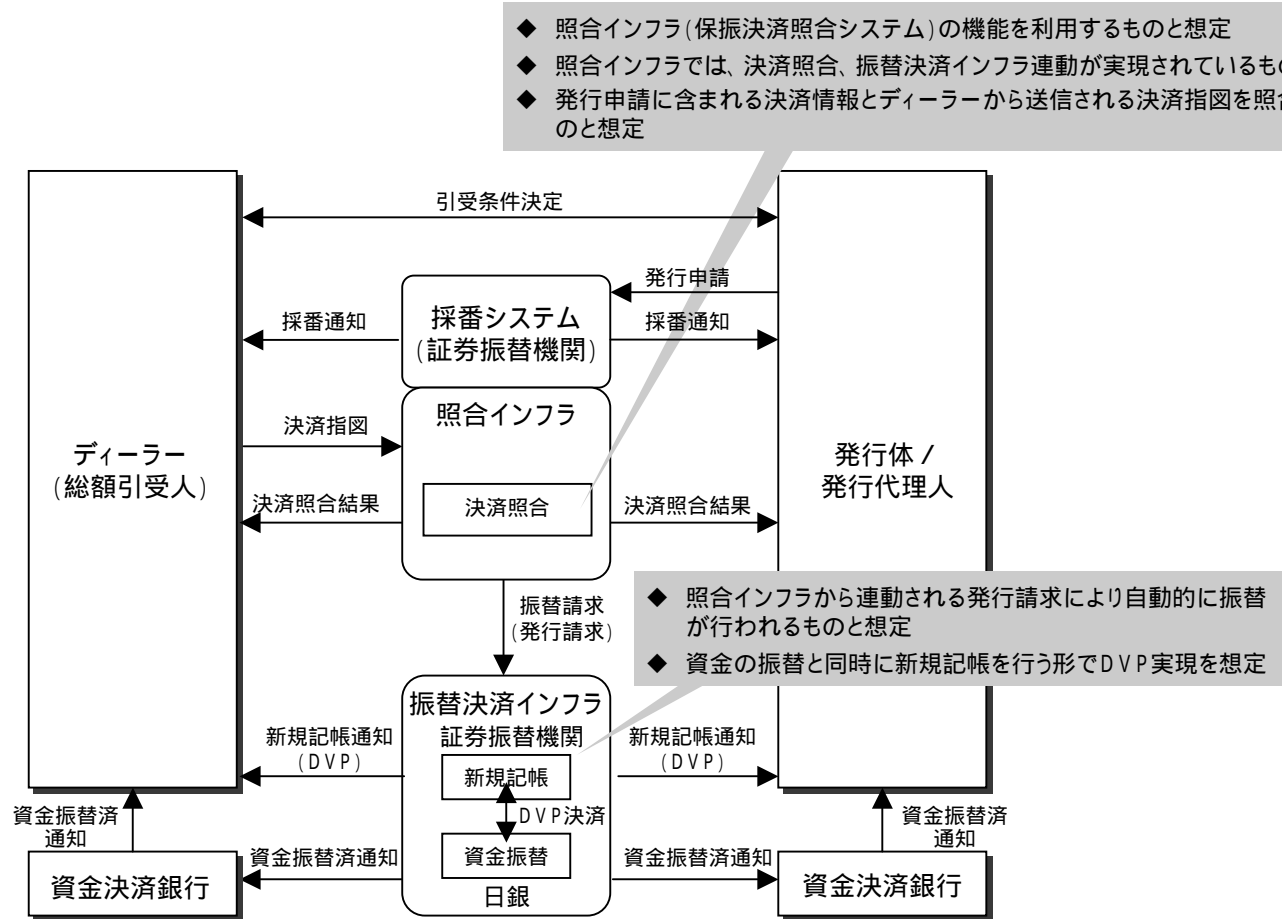
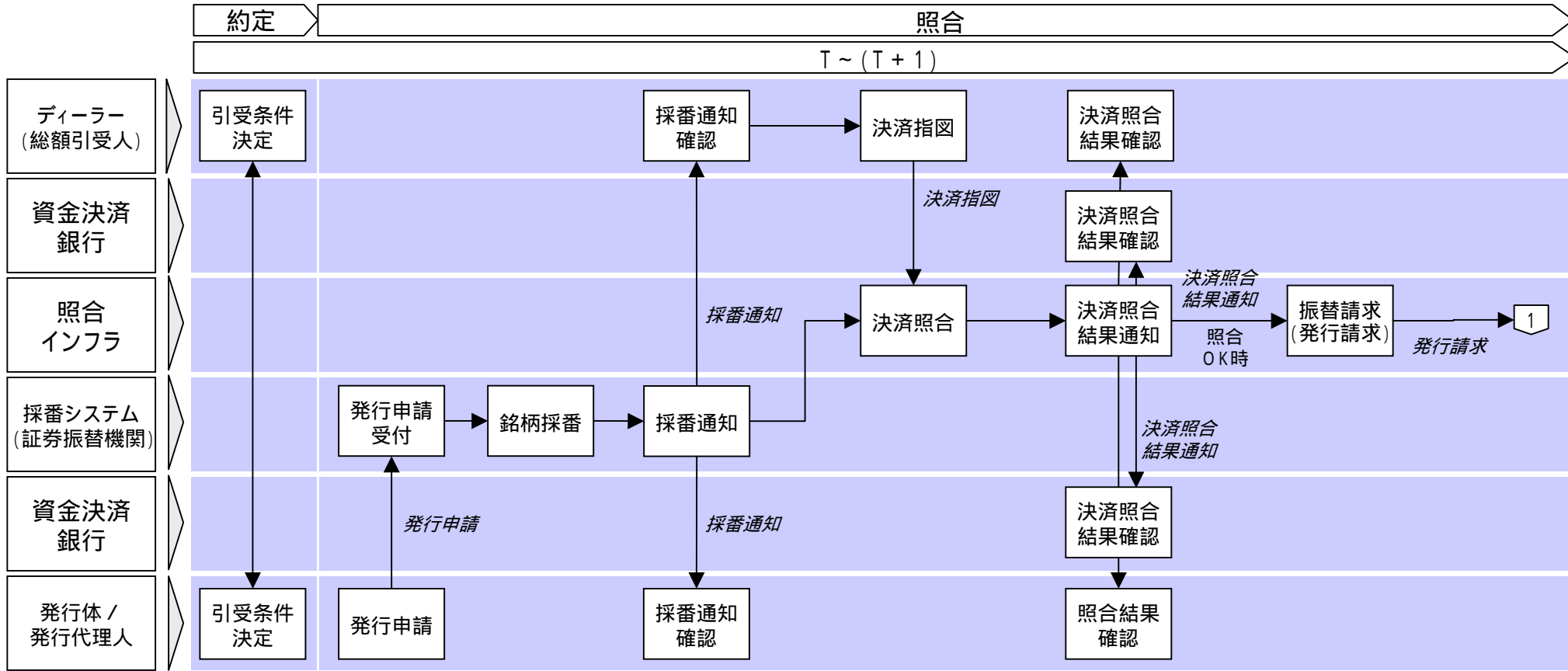


図4-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(短期社債)~ 発行 (1 / 2)

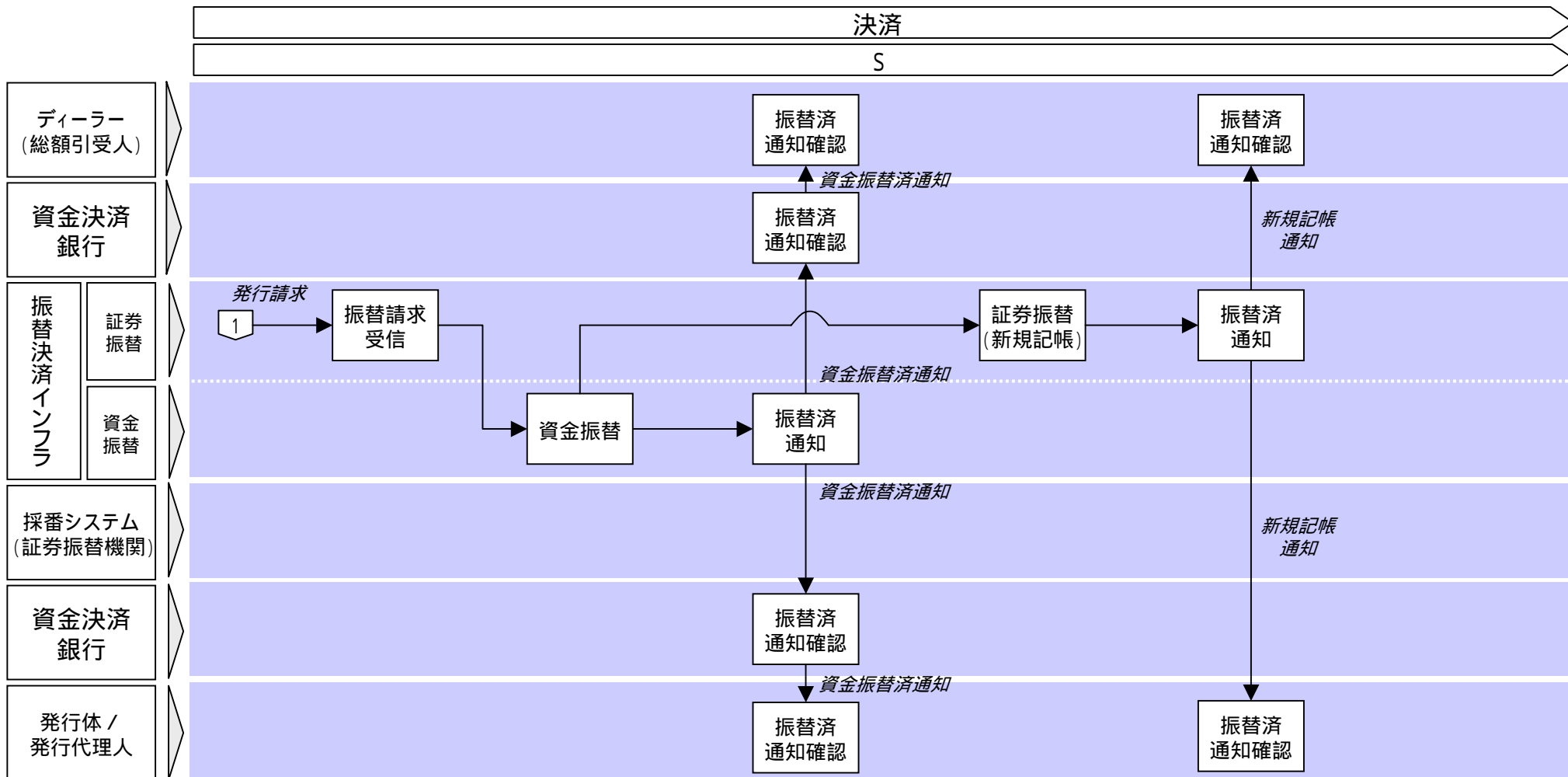
- ・発行体 / 発行代理人とディーラー (総額引受人) の資金決済銀行が異なる場合
- ・ディーラー (総額引受人) が証券振替機関の直接参加者である場合



- ・発行体とディーラー (総額引受人) 間で引受条件を決定する。
- ・発行代理人は振替機関に対し発行申請 (採番依頼を兼ねる) を送信する (この申請には決済情報が含まれる)。
- ・証券振替機関より、採番結果を発行体およびディーラーへ通知する。
- ・ディーラーは照合インフラに対して決済指図 (資金の払込指図および証券口座情報) を送る (発行時のSSI使用の有無については、今後の検討が必要)。
- ・照合インフラにて、発行体申請に含まれる決済情報とディーラーから送信される決済指図の内容の照合を行い、結果を発行体、ディーラー、資金決済銀行へ通知する (支払側の資金決済銀行の承認要否については、今後の検討が必要)。
- ・照合インフラにて決済照合済 (照合一致) になると振替請求が生成され、振替決済インフラに連動される。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図4-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(短期社債)~ 発行 (2 / 2)



・振替決済インフラ(証券決済機関と日銀間)にて、DVP決済(資金の払込に基づいた新規記録)が行われる。

・振替決済インフラ(日銀)より、資金決済銀行を通して発行代理人およびディーラーに資金振替済通知が送信される。

・振替決済インフラ(証券決済機関)より、発行代理人およびディーラーに新規記帳通知が送信される。

表 4-2 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 短期社債(流通)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
	流通		<ul style="list-style-type: none"> 現在進められている、保振による「短期社債振替制度の基本要綱」に基づく制度の導入、およびシステムの稼働が実現されているものと想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
		照合	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラ(保振決済照合システム)の機能を利用するものと想定。 照合インフラでは、株式取引と同様の機能(注文回送インフラ連動、約定照合、SSI付与、決済照合、振替決済インフラ連動)が実現されているものと想定。 	未検討
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラから連動される振替請求により自動的に振替が行われるものと想定。 	

図4-2 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(短期社債) ~ 流通

- 投資者 / 投資者の代理人とディーラーの資金決済銀行が異なる場合
- 投資者 / 投資者の代理人が支払いを行う場合

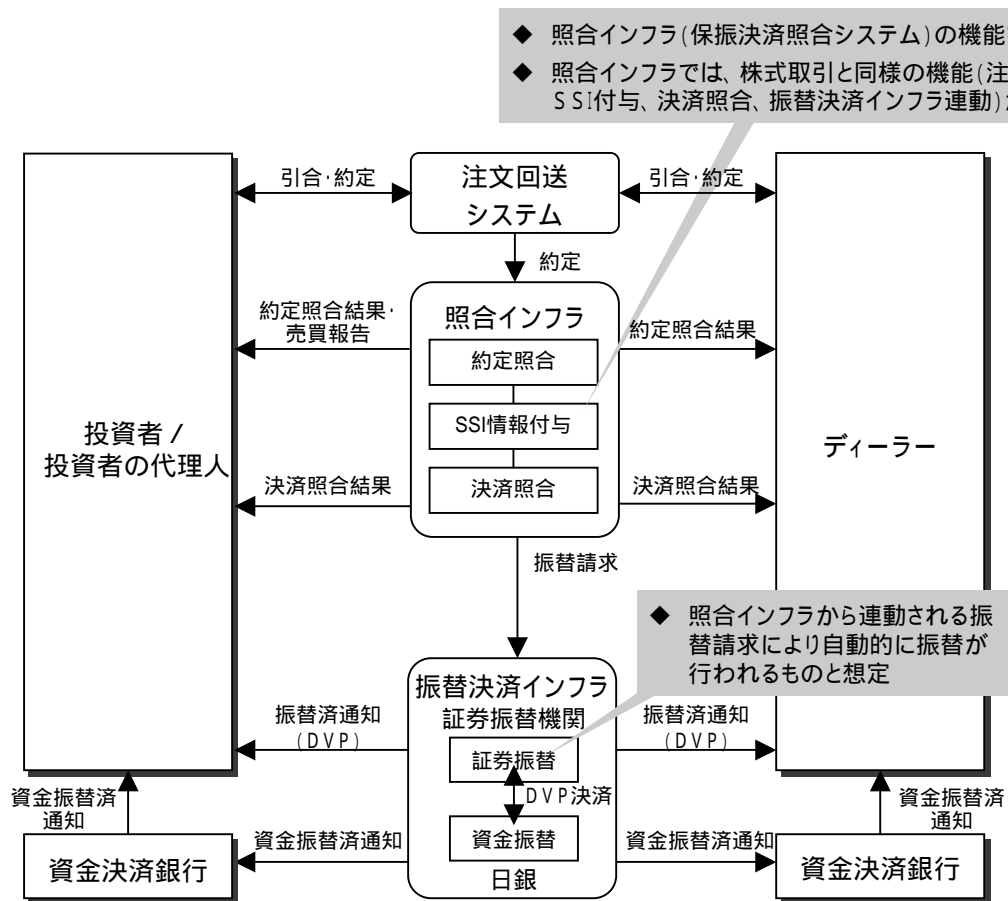
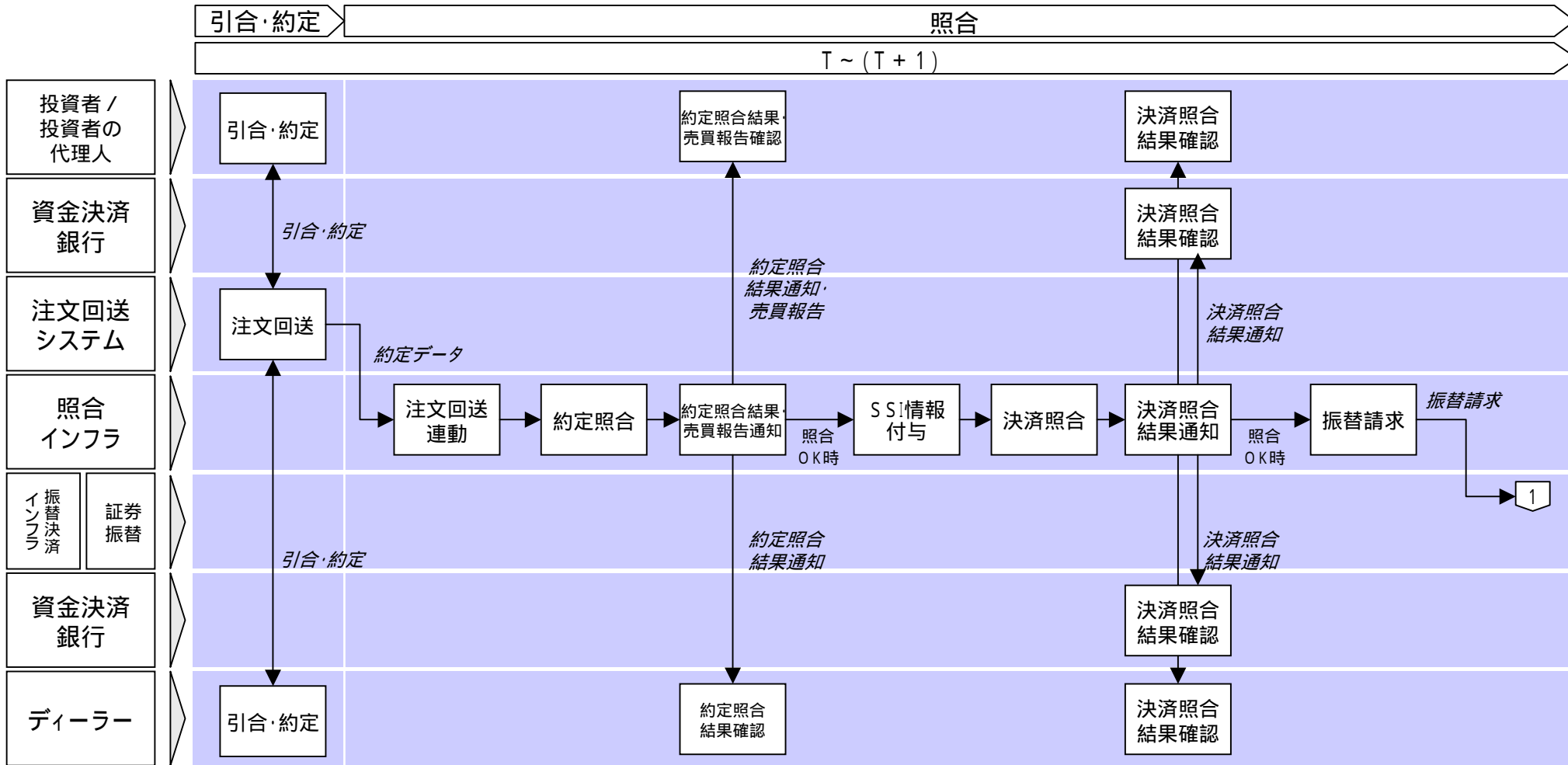


図4-2 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(短期社債)~ 流通 (1 / 2)

- ・ 投資者 / 投資者の代理人とディーラーの資金決済銀行が異なる場合
- ・ 投資者 / 投資者の代理人が支払いを行う場合



・ 注文回送システムを通して顧客およびディーラーとの取引条件を確定する。

・ 照合インフラが注文回送システムから約定データを受取り、必要な情報を取込み連動させる。

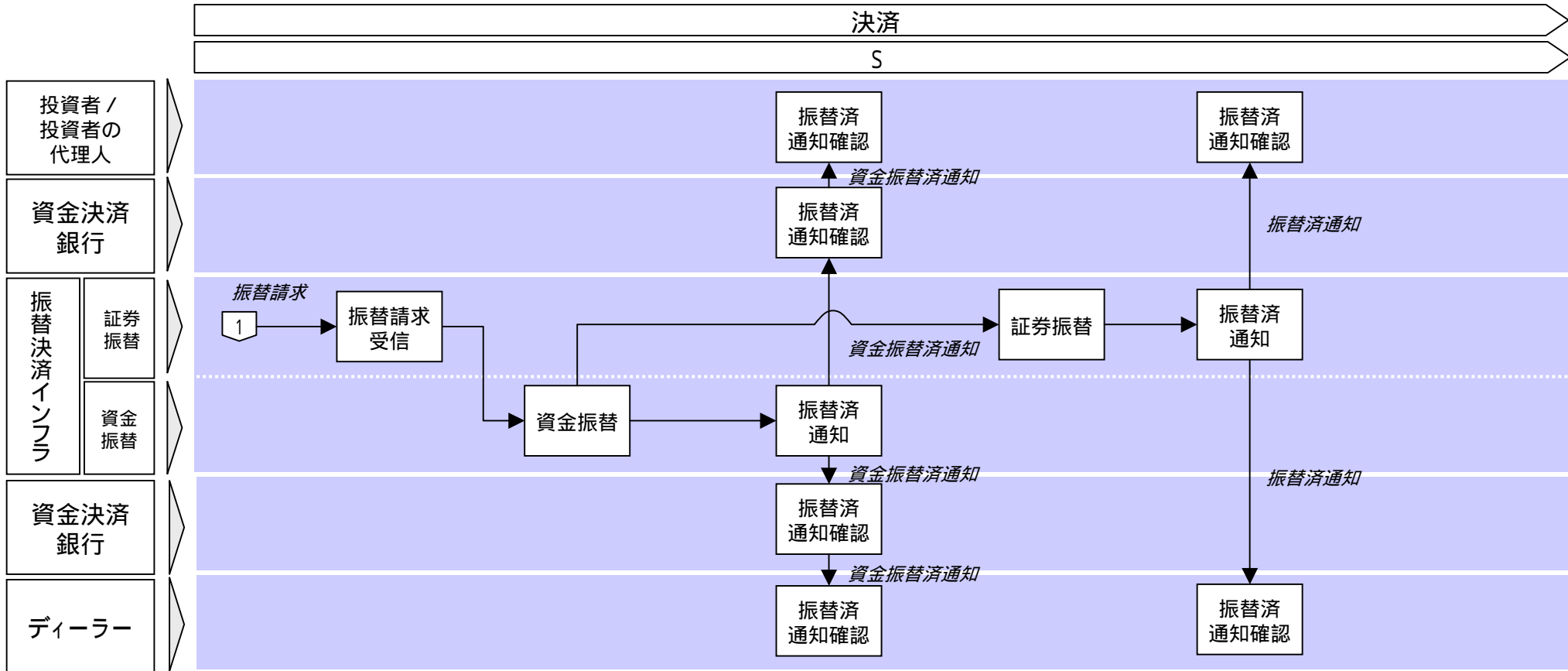
・ 照合インフラにて約定照合を行い、結果を投資者とディーラーへ通知する。合わせて投資者へ売買報告を通知する。

・ 照合インフラにて、照合済の約定にあらかじめ入力されたS SIの決済情報を自動的に付与する。

・ 照合インフラにて決済照合を行い、結果を投資者(または投資者の代理人)、ディーラー、資金決済銀行へ通知する(支払側の資金決済銀行の承認要否については、今後の検討が必要)。

・ 照合インフラにて決済照合済(照合一致)になると振替請求が生成され、振替決済インフラに連動される。

図4-2 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(短期社債)~ 流通 (2 / 2)



・ 振替決済インフラ(証券決済機関と日銀間)にて、DVP決済(資金の振替に基づいた証券振替)が行われる。

・ 振替決済インフラ(日銀)より、資金決済銀行を通して投資者(または投資者の代理人)およびディーラーに資金振替済通知が送信される。

・ 振替決済インフラ(証券振替機関)より、投資者(または投資者の代理人)およびディーラーに振替済通知が送信される。

表 4-3 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 短期社債(償還)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
短期社債	償還		<ul style="list-style-type: none"> 現在進められている、保振による「短期社債振替制度の基本要綱」に基づく制度の導入、およびシステムの稼働が実現されているものと想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
		照合	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラ(保振決済照合システム)の機能を利用するものと想定。 照合インフラでは、口座簿残高と抹消申請との照合である残高確認、SSI付与、決済照合、振替決済インフラ連動が実現されているものと想定。 	未検討
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 照合インフラから連動される抹消請求により自動的に振替が行われるものと想定。 資金の振替と同時に新規記帳を行う形でのDVP実現を想定。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)

図4-3 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(短期社債) ~ 償還

*1 重層構造による保有形態の場合は、一般債と同様に複数のモデルが想定される。

- 発行 / 支払代理人と投資者 / 投資者の代理人の資金決済銀行が異なる場合
- 単層構造による保有形態の場合^{*1}

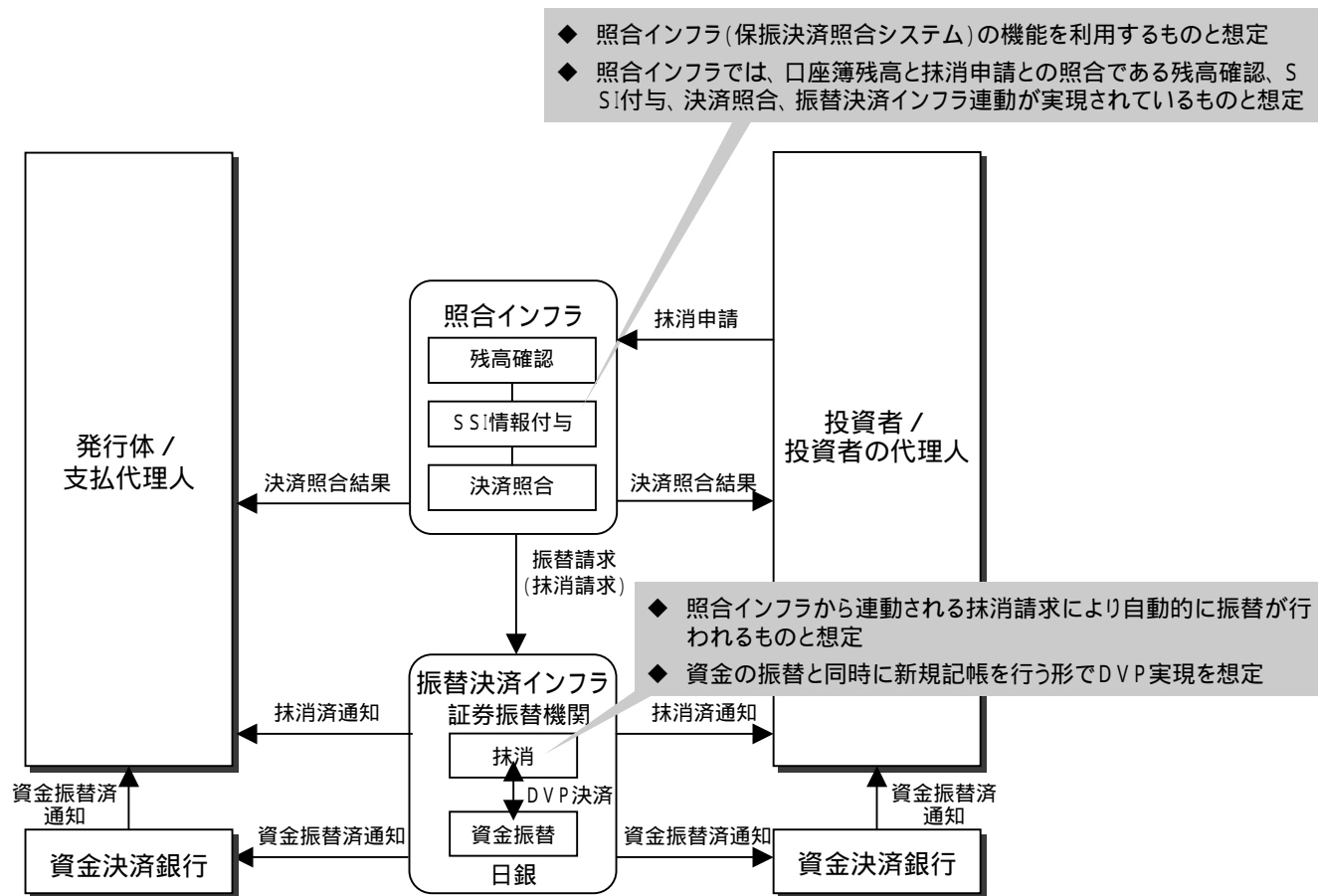
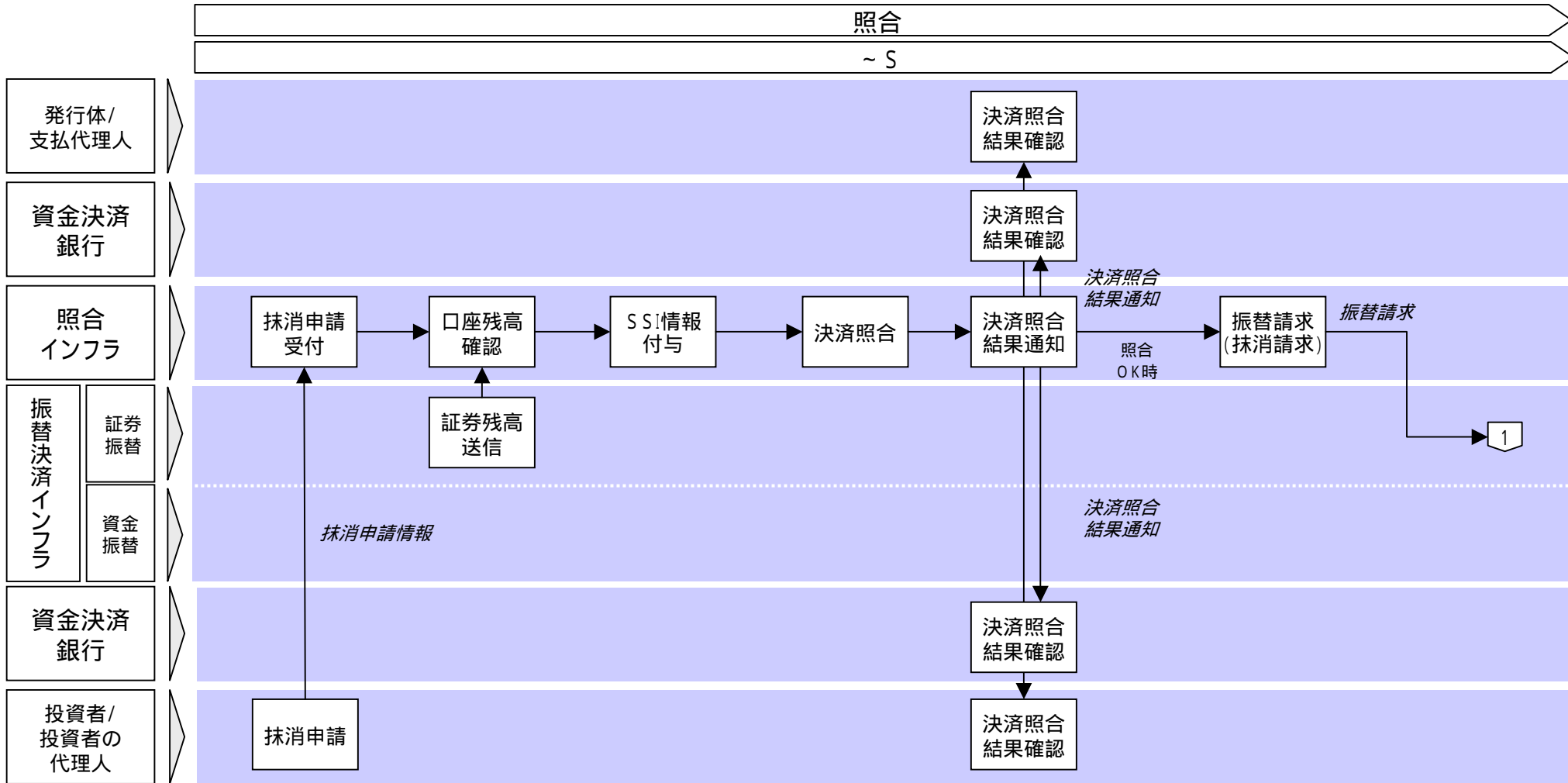


図4-3 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(短期社債)~ 償還 (1 / 2) : 発行 / 支払代理人と投資者 / 投資者の代理人の資金決済銀行が異なる場合
単層構造による保有形態の場合



・ 投資者(または投資者の代理人)は、振替機関に対して抹消申請を行う。

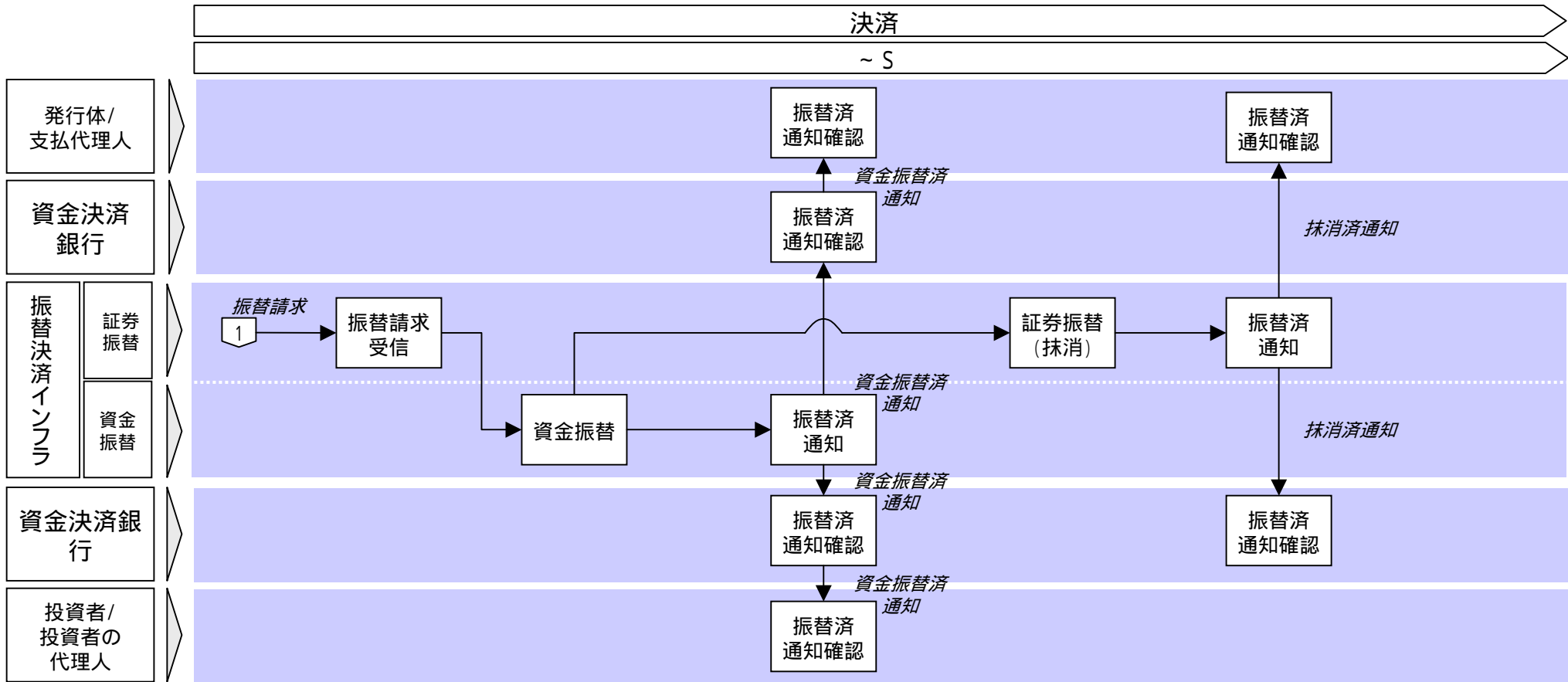
・ 照合インフラにて、振替決済インフラ(証券決済機関)より当該銘柄の口座簿残高を取得し、抹消申請の内容との照合を行う。

・ 照合インフラにて、抹消申請にあらかじめ入力されたSSIの決済情報を自動的に付与する。

・ 照合インフラにて、決済照合を行い、結果を発行体、投資者(または投資者の代理人)、資金決済銀行へ通知する(支払側の資金決済銀行の承認要否のついては、今後の検討が必要)。

・ 照合インフラにて決済照合済(照合一致)になると振替請求が生成され、振替決済インフラに連動される。

図4-3 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(短期社債)~ 償還 (2 / 2)



・ 振替決済インフラ(証券決済機関と日銀間)にて、DVP決済(資金の振替に基づいた抹消)が行われる。

・ 振替決済インフラ(日銀)より、資金決済銀行を通して発行体と投資者(または投資者の代理人)に資金振替済通知が送信される。

・ 振替決済インフラより、発行体と投資者(または投資者の代理人)に抹消済通知が送信される。

表 5-1 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 投信(モデルA)

区 分	取 引 形 態	分 類	想 定 事 項	状 況
投信	設定・解約	その他 (全体)	<ul style="list-style-type: none"> 機関投資家(および資金決済銀行)・販売会社間の取引については、現状通り(照合・決済インフラのサポート対象外)と想定。 投信の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の2つのモデルが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> < 投信モデルA > 現状の取引スキームをある程度維持した形で無券面化の実現を想定したモデル < 投信モデルB > 振替機関におけるDVP決済を強く意識した形で無券面化の実現を想定したモデル 	検討中 (証券保管振替機構 投信小委員会にて検討中)
投信モデル A	設定・解約	照合	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社(受託銀行)と販売会社の照合は、保振決済照合システムにおいて、設定・解約情報、基準価額情報の通知が実現されているものと想定(第一期第3フェーズ、2003年5月予定)。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
		照合	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社(受託銀行)と販売会社の照合は、保振決済照合システムの第一期第3フェーズでの対応に加え、約定の照合、SSI情報付与、決済照合の機能が実現されているものと想定(設定・解約情報、基準価額情報の通知において注文回送システムを利用する場合は、注文回送システムと照合インフラが連動されているものと想定)。 	検討中 (証券保管振替機構 投信小委員会にて検討中)
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 最上位機関(振替機関)における口座簿の新規記帳・抹消は、受託銀行からの請求に基づいて実施するものと想定。 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 各販売会社は該当ファンドの受託銀行を口座管理機関として利用するものと想定(受託銀行へ発行代理業務を委任しない場合は、委託会社が販売会社の口座管理を行う)。 	

表 5-1 想定される将来像(インダストリーモデル・業務プロセスモデル)を描く上での想定事項 投信(モデルB)

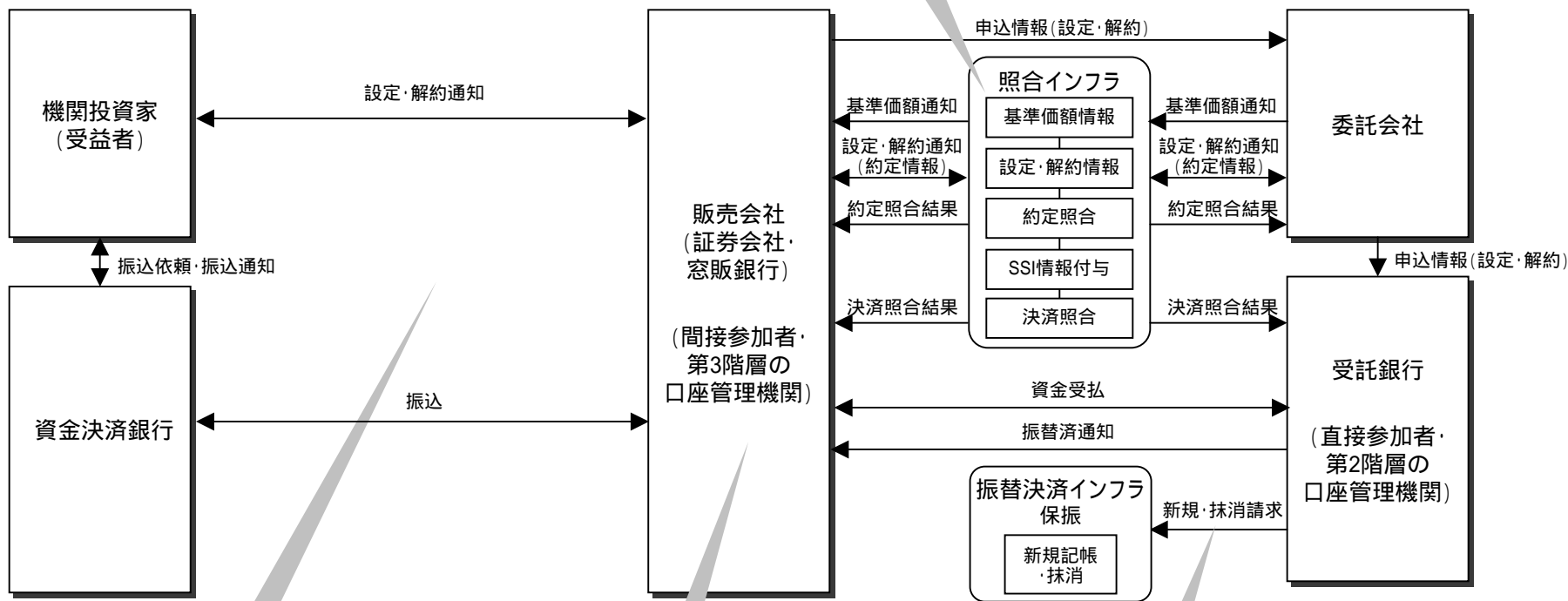
区 分	取引形態	分 類	想 定 事 項	状 況
投信モデル B	設定・解約	照合	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社(受託銀行)と販売会社の照合は、保振決済照合システムにおいて、設定・解約情報、基準価額情報の通知が実現されているものと想定(第一期第3フェーズ、2003年5月予定)。 	確定・推進中 (証券保管振替機構にて準備中)
		照合	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社(受託銀行)と販売会社の照合は、保振決済照合システムの第一期第3フェーズでの対応に加え、約定の照合、SSI 情報付与、決済照合、清算/振替決済インフラ連動の機能が実現されているものと想定(設定・解約情報、基準価額情報の通知において注文回送システムを利用する場合は、注文回送システムと照合インフラが連動されているものと想定)。 	検討中 (証券保管振替機構 投信小委員会にて検討中)
		決済	<ul style="list-style-type: none"> 社債等振替法に基づく、投信の新決済制度、および、DVP による振替決済が実現していることを想定。 投信の清算機関については要否未定(上記DVP形態等の検討に依存する)。 照合インフラから連動される照合済指図(振替請求)により自動的に振替が行われることを想定。 	

図5-1 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(投信) ~ 設定・解約

現状の取引スキームをある程度維持した形で無券面化の実現を想定したモデル(モデルA)

- 機関投資家による設定・解約取引で、資金決済銀行を利用する場合
- 受託銀行が受益証券の発行代理業務を担っている場合

◆ 委託会社(受託銀行)と販売会社の照合について、保振決済照合システムにおいて設定・解約情報、基準価額情報の通知の実現(第一期第3フェーズ、2003年5月予定)に加え、約定照合、SSI付与、決済照合の機能が実現されているものと想定(設定・解約情報、基準価額情報の通知において注文回送システムを利用する場合は、注文回送システムと照合インフラが連動されているものと想定)



◆ 受益者(および資金決済銀行)・販売会社間の取引については、現状通りと想定(照合・決済インフラのサポート対象外)

◆ 各販売会社は該当ファンドの受託銀行を口座管理機関として利用するものと想定(受託銀行へ発行代理業務を委任しない場合は、委託会社が販売会社の口座管理を行う)

◆ 最上位機関(振替機関)における口座簿の新規記帳・抹消は、受託銀行からの請求に基づいて実施するものと想定

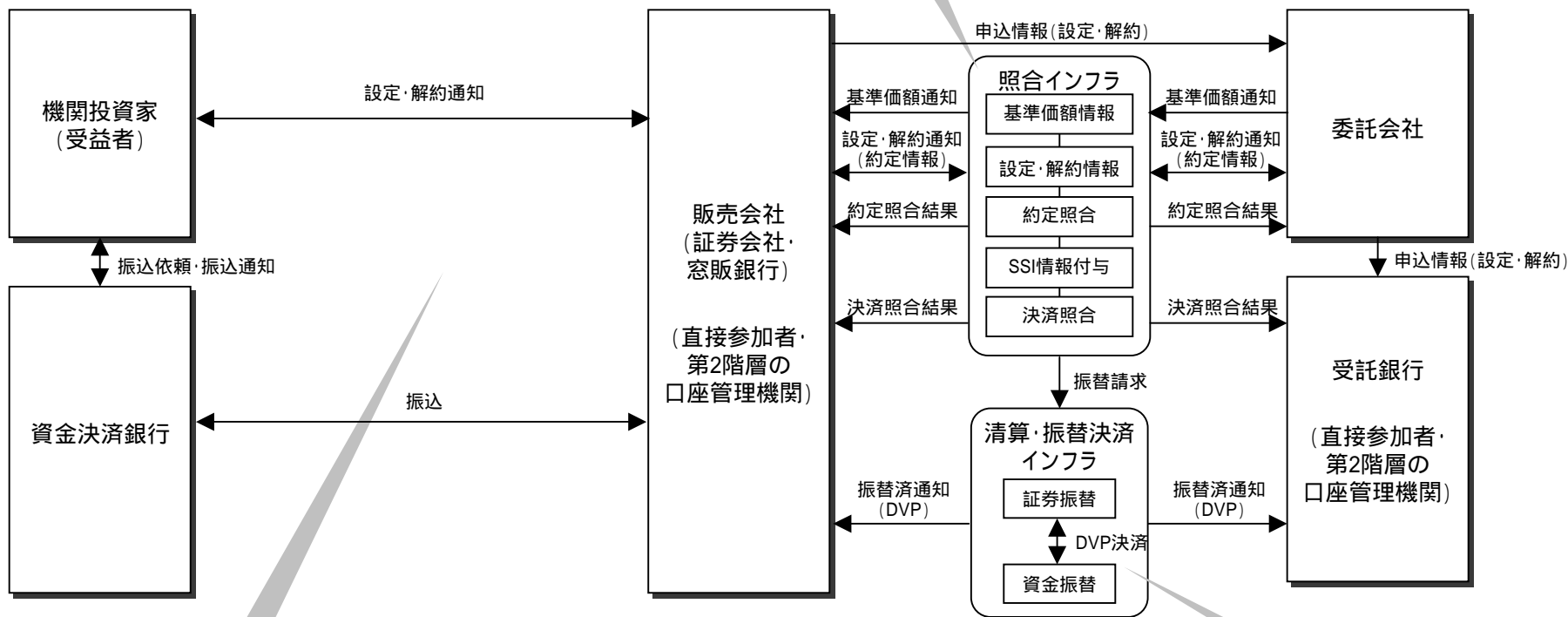
具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図5-1 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(投信) ~ 設定・解約

振替機関におけるDVP決済を強く意識した形で無券面化の実現を想定したモデル(モデルB)

- 機関投資家による設定・解約取引で、資金決済銀行を利用する場合
- 販売会社が振替機関の直接参加者の場合
- 受託銀行が受益証券の発行代理業務を担っている場合

◆ 委託会社(受託銀行)と販売会社の照合について、保振決済照合システムにおいて設定・解約情報、基準価額情報の通知の実現(第一期第3フェーズ、2003年5月予定)に加え、約定照合、SSI付与、決済照合の機能が実現されているものと想定(設定・解約情報、基準価額情報の通知において注文回送システムを利用する場合は、注文回送システムと照合インフラが連動されているものと想定)



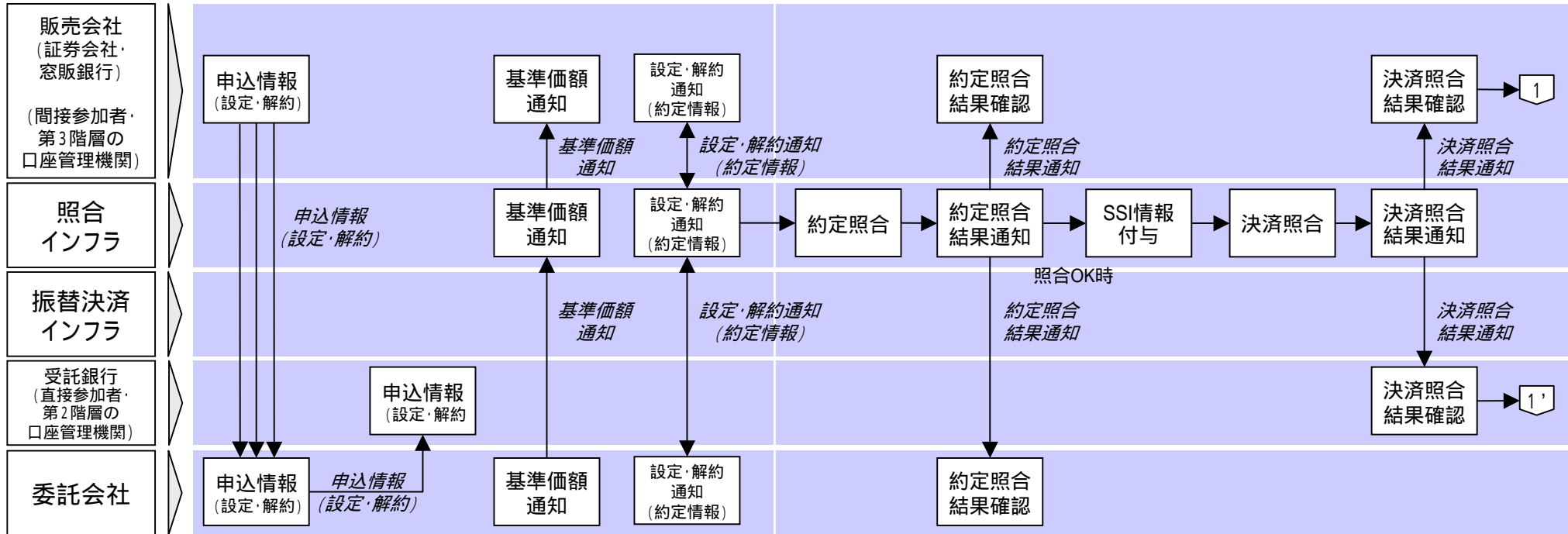
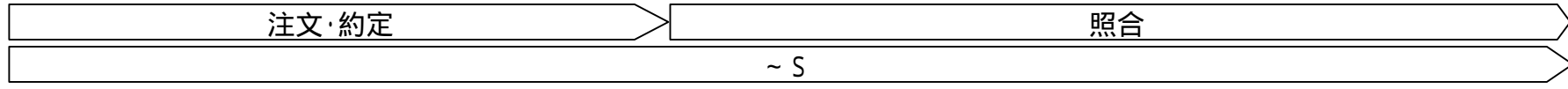
◆ 受益者(および資金決済銀行)・販売会社間の取引については、現状通りと想定(照合・決済インフラのサポート対象外)

◆ 照合インフラから連動される振替請求により自動的に振替が行われるものと想定

図5-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(投信)~ 設定・解約 (1/2)

- ・機関投資家による設定・解約取引で、資金決済銀行を利用する場合
- ・受託銀行が受益証券の発行代理業務を担っている場合

現状の取引スキームをある程度維持した形で無券面化の実現を想定したモデル(モデルA)

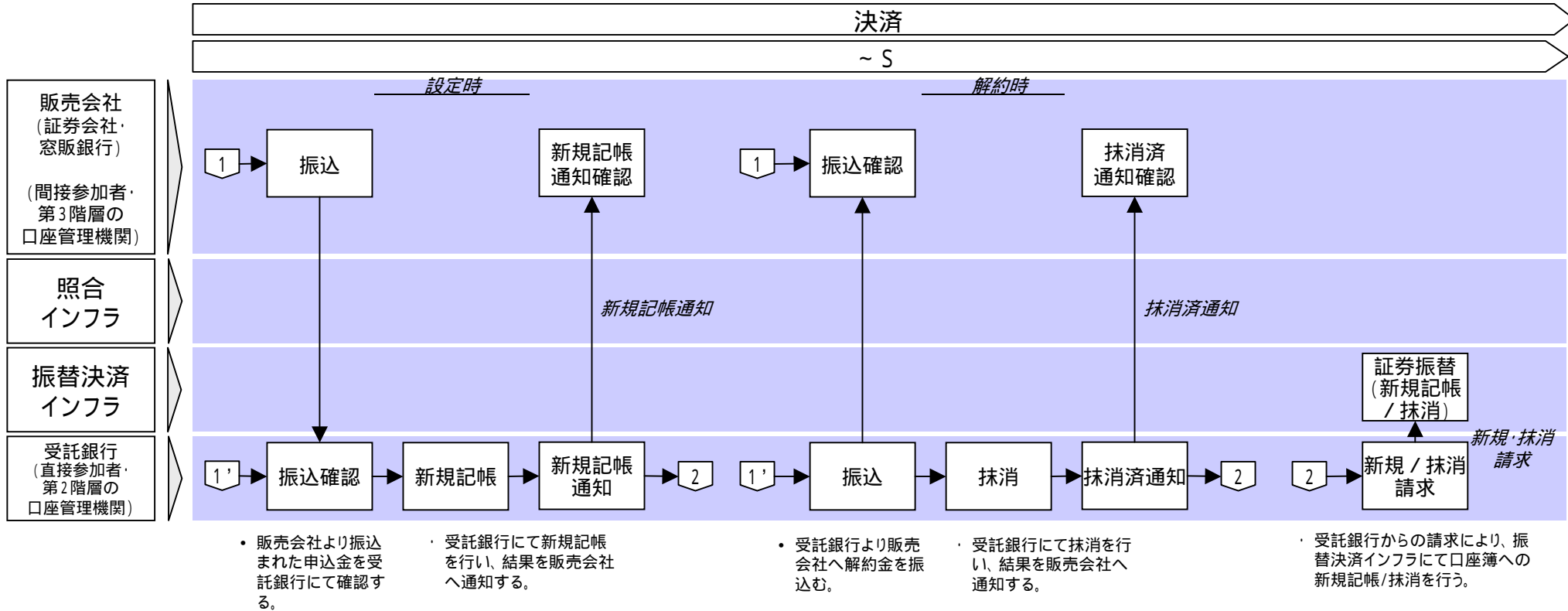


- ・販売会社から委託会社へ申込情報(設定・解約)を通知する。委託会社は受託銀行へファンド毎の申込情報(設定・解約)合計を通知する。
- ・委託会社から照合インフラを通して販売会社へ基準価額を通知する。
- ・販売会社と委託会社双方から、照合インフラへ設定・解約情報を送信する。
- ・照合インフラにて、約定照合を行い、結果を販売会社と委託会社へ通知する。
- ・照合インフラにて、照合済の設定・解約情報にあらかじめ入力されたSSIの決済情報を自動的に付与する。
- ・照合インフラにて決済照合を行い、結果を販売会社と受託銀行へ通知する。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図5-1 想定される将来像 ~業務プロセスモデル(投信)~ 設定・解約 (2 / 2)

現状の取引スキームをある程度維持した形で無券面化の実現を想定したモデル(モデルA)

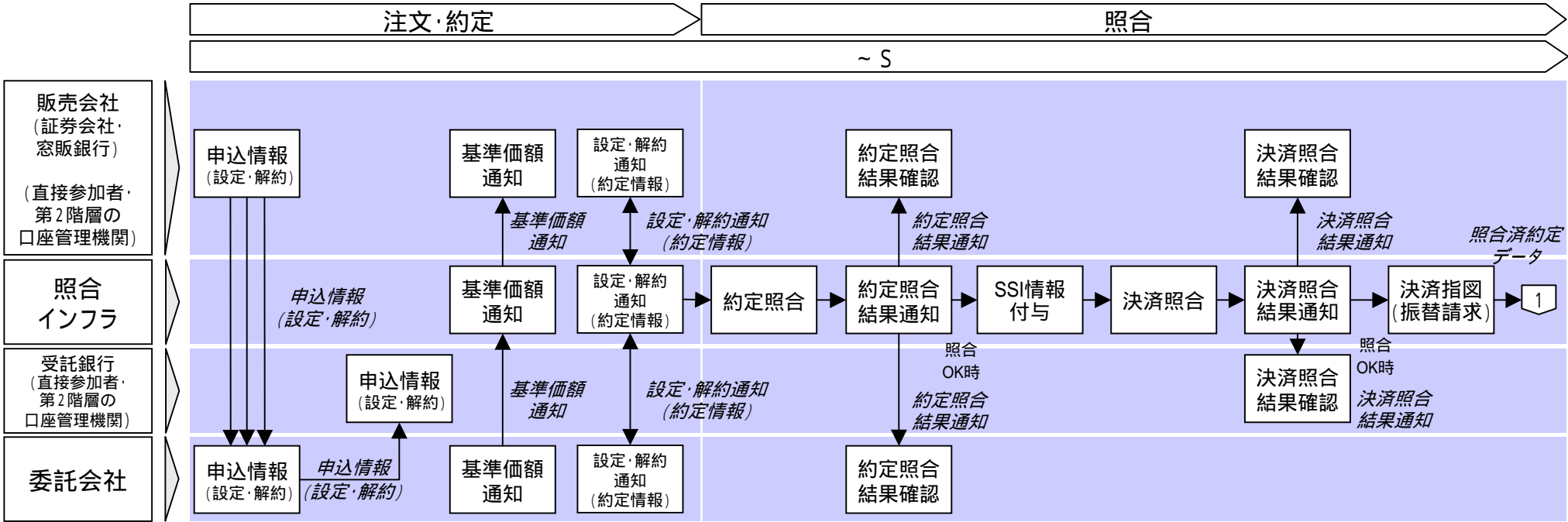


具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

図5-1 想定される将来像 ~ 業務プロセスモデル(投信) ~ 設定・解約 (1 / 2)

振替機関におけるDVP決済を強く意識した形で無券面化の実現を想定したモデル(モデルB)

- 機関投資家による設定・解約取引で、資金決済銀行を利用する場合
- 販売会社が振替機関の直接参加者の場合
- 受託銀行が受益証券の発行代理業務を担っている場合



• 販売会社から委託会社へ申込情報(設定・解約)を通知する。委託会社は受託銀行へファンド毎の申込情報(設定・解約)合計を通知する

• 委託会社から照合インフラを通して販売会社へ基準価額を通知する。

• 販売会社と委託会社双方から、照合インフラへ設定・解約情報を送信する。

• 照合インフラにて、約定照合を行い、結果を販売会社と委託会社へ通知する。

• 照合インフラにて、照合済の設定・解約情報にあらかじめ入力されたSSSIの決済情報を自動的に付与する。

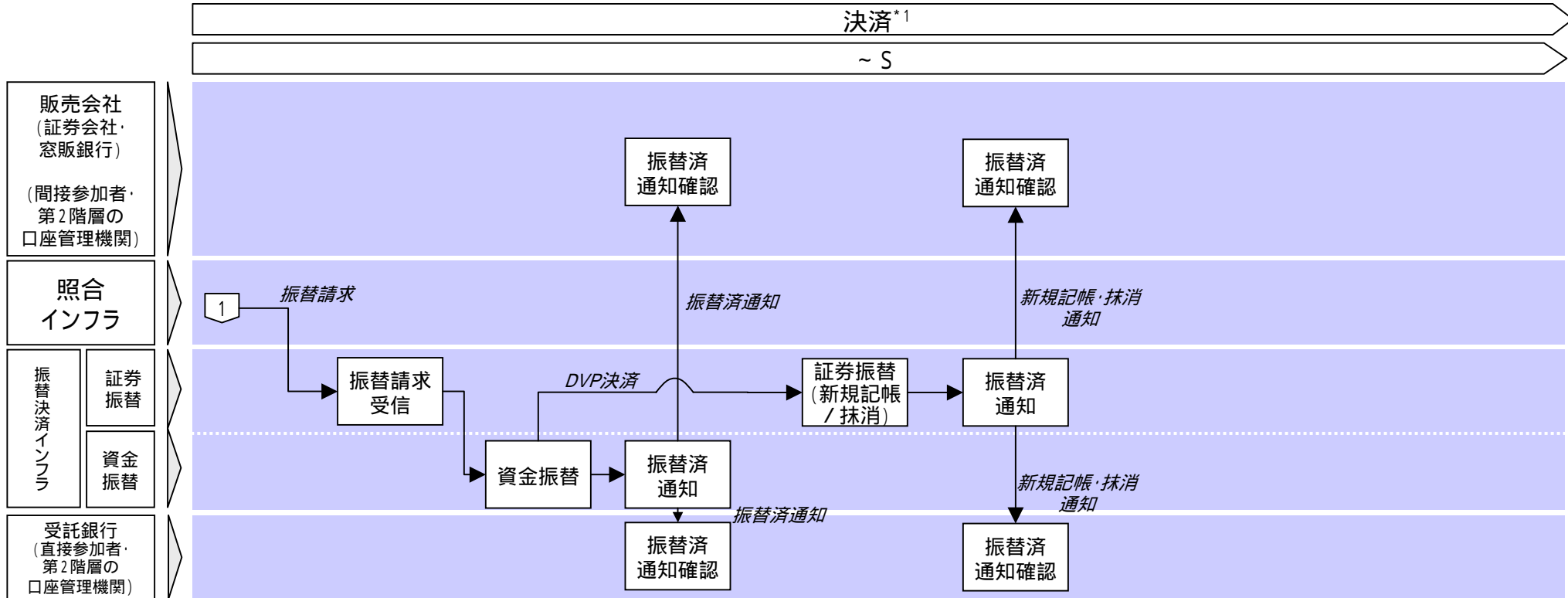
• 照合インフラにて決済照合を行い、結果を販売会社と受託銀行へ通知する。

• 照合インフラにて決済照合済(照合一致)となると、照合済約定データが振替決済インフラに連動される。

図5-1 想定される将来像 ~ 業務プロセスモデル(投信) ~ 設定・解約 (2 / 2)

* 1 当該プロセスモデルは清算インフラを利用しないパターンを記述している。

振替機関におけるDVP決済を強く意識した形で無券面化の実現を想定したモデル(モデルB)



- ・ 振替決済インフラ(証券決済機関と日銀間)にて、DVP決済(資金の振替に基づいた新規記帳・抹消)が行われる。
- ・ 振替決済インフラ(日銀)より、販売会社および受託銀行に資金振替済通知が送信される。
- ・ 振替決済インフラ(証券振替機関)より、販売会社および受託銀行に新規記帳・抹消通知が送信される。

具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

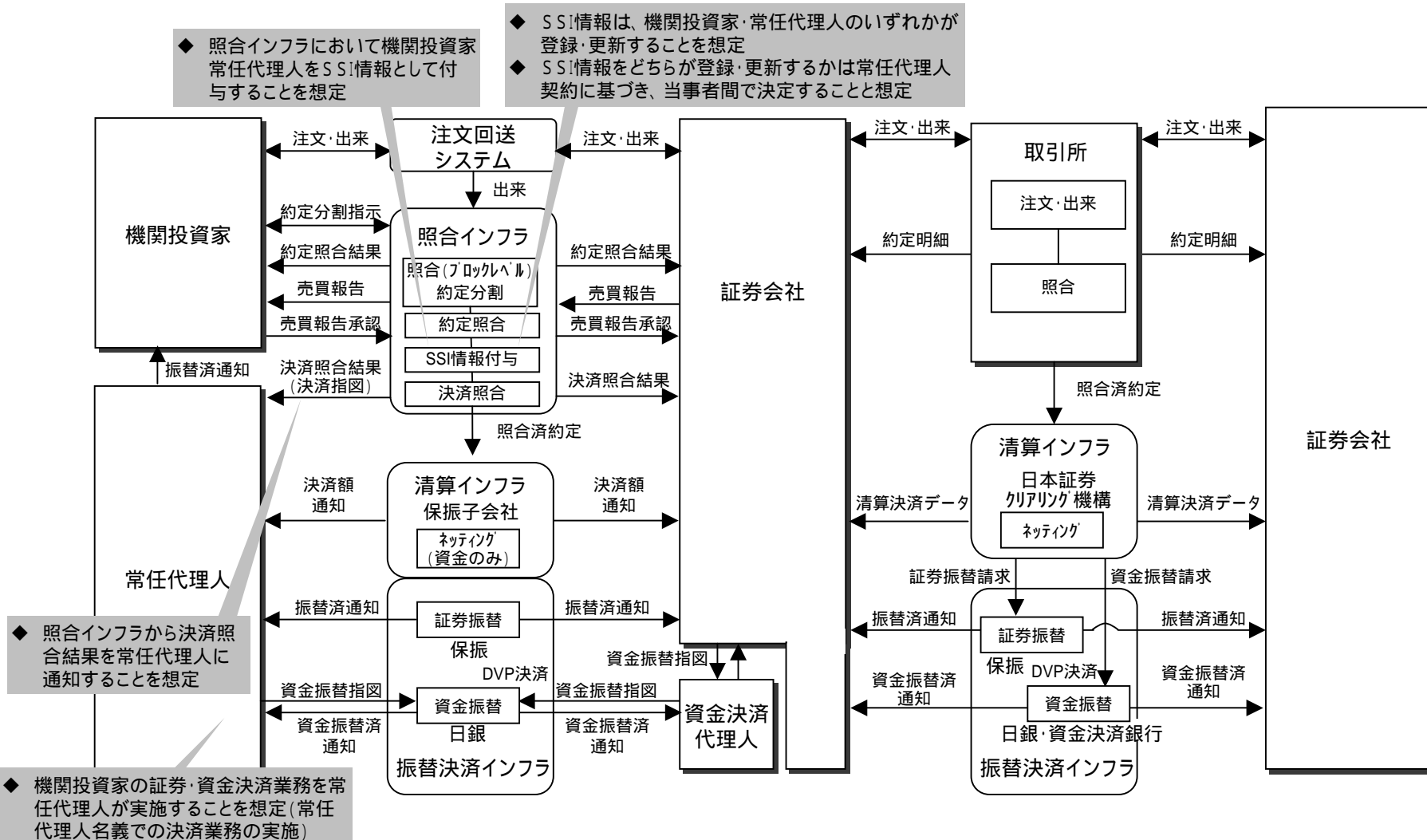
表 6-1 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 プロパー取引

当取引形態の想定事項については、ベースとなる株式流通のモデル(表 1-1)と異なる前提事項のみを記載

取引形態	分類	想定事項	状況
プロパー取引	照合	<ul style="list-style-type: none"> 機関投資家が、常任代理人による決済を利用する場合には、照合インフラが機関投資家常任代理人情報をSSI情報として、照合済約定データに付与することを想定。 SSI情報は、機関投資家・常任代理人のいずれかが登録・更新することを想定。 SSI情報をどちらが登録・更新するかは常任代理人契約に基づき、当事者間で決定することを想定。 常任代理人による決済を実施する場合には、決済照合結果が照合インフラから常任代理人と決済相手方に通知されることを想定。 	検討中 (証券保管振替機構 決済照合小委員会にて検討)
	決済	<ul style="list-style-type: none"> プロパー取引において、機関投資家が常任代理人による決済を実施する場合には、資金決済・証券決済ともに常任代理人が実施することを想定する(常任代理人名義での決済業務の実施)。 	未検討

図6-1 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(プロパー取引) ~

- 機関投資家(生命保険会社・信託銀行等)によるプロパー取引(決済業務を常任代理人が実施)
 - 照合インフラへの参加形態がプロパー取引型^{*1}の場合
- * 1証券保管振替機構の決済照合システムでの名称



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

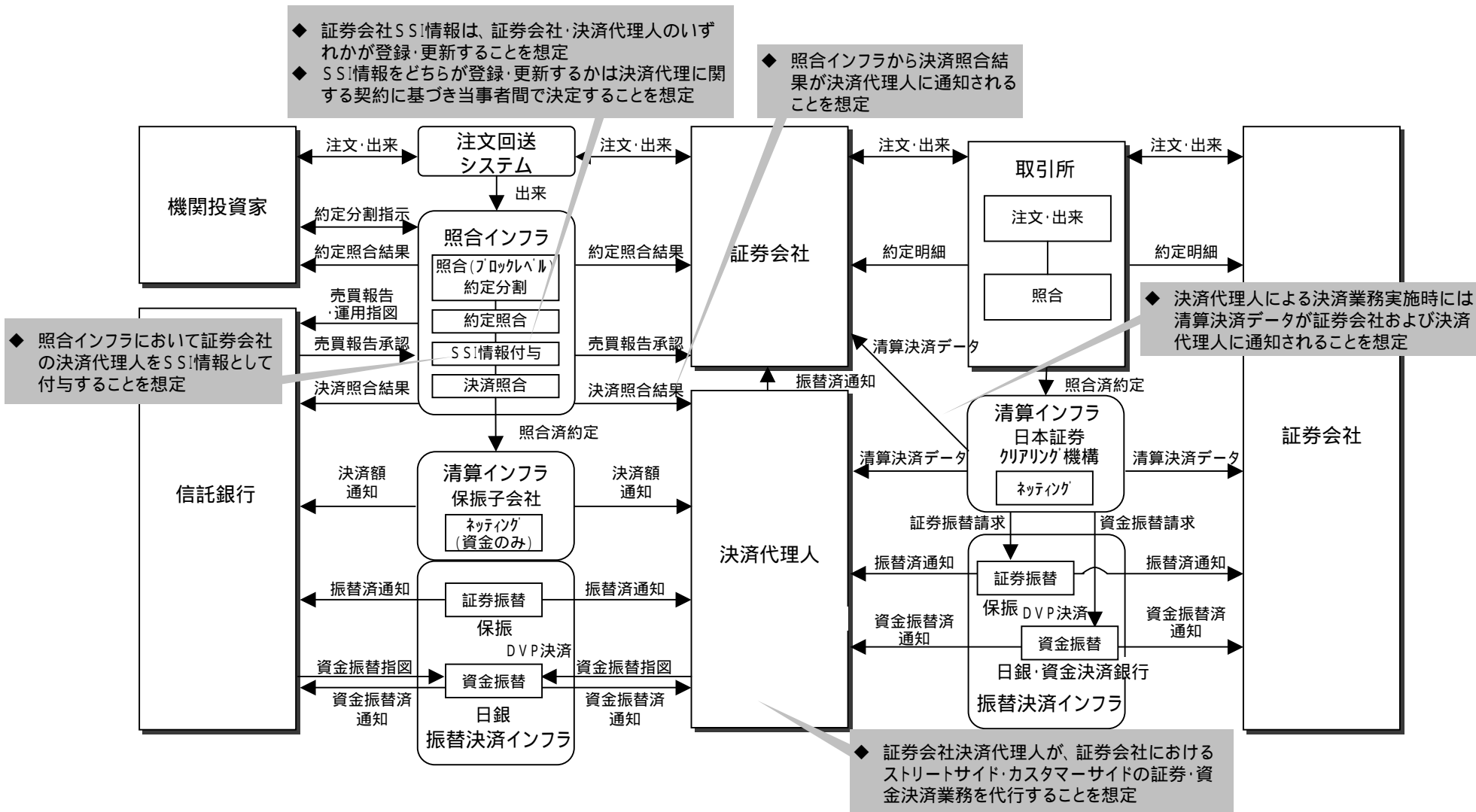
表 6-2 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 決済代理人による決済代行

当取引形態の想定事項については、ベースとなる株式流通のモデル(表 1-1)と異なる前提事項のみを記載

取引形態	分類	想定事項	状況
決済代理人	照合	<ul style="list-style-type: none"> • 決済代理人を使用して決済する場合において、照合インフラが証券会社決済代理人情報をSSI情報として、照合済約定データに付与することを想定。 • 証券会社SSI情報は、証券会社・決済代理人のいずれかが登録・更新することを想定。どちらが登録・更新するかは決済代理に関する契約に基づき当事者間で決定することを想定。 • 決済代理人による決済を実施する場合には、決済照合結果が照合インフラから決済代理人と決済相手方に通知されることを想定。 • 決済代理人による決済業務実施時には、清算インフラから送信される清算決済データが証券会社および決済代理人に通知されることを想定。 	未検討
	決済	<ul style="list-style-type: none"> • 決済代理人が証券会社の決済を代行する場合には、証券会社のストリートサイドおよびカスタマーサイドの資金決済・証券決済ともに決済代理人が決済代行することを想定。 	未検討

図6-2 想定される将来像 ~インダストリーモデル(決済代理人による決済代行)~

- 機関投資家による特金取引の委託取引
- 決済代理人による証券会社の決済業務代行(証券決済・資金決済代行)の場合



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。

表 6-3 想定される将来像(インダストリーモデル)を描く上での想定事項 非居住者取引

取引形態	分類	想定事項	状況
非居住者取引	照合	<ul style="list-style-type: none"> • 海外・国内照合インフラがシステム連携し、海外照合インフラが約定照合～決済照合を実施することを想定(国内照合インフラの照合機能を利用する場合も想定する)。 • 国内照合インフラにおいて決済当事者が海外照合インフラから転送される照合済約定データ(決済照合済)を確認することを想定(国内照合インフラの照合機能を利用する場合も想定する)。 • 追加決済情報が必要な場合に、グローバルカストディアンからローカールカストディアンに連絡されることを想定(海外照合インフラから連動される照合済約定データが国内照合インフラに必要な情報をカバーできていない可能性があることを想定)。 • 非居住者取引の想定される将来像(インダストリーモデル)として、次の2つのモデルが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> < OTC取引 > 非居住者による国内証券会社現地支社(現地法人)取引のケース < ダイレクト取引 > 非居住者による国内証券会社直接取引のケース 	<p>検討中</p> <p>(証券保管振替機構とグローバルな照合インフラとの間で話合いが進行中)</p>
OTC取引	照合	<ul style="list-style-type: none"> • 海外照合インフラにおいて付与されるSSI情報の追加/更新等はグローバルカストディアン・国内証券会社海外支店(現地法人)が実施することを想定。 	<p>検討中</p> <p>(証券保管振替機構とグローバルな照合インフラとの間で話合いが進行中)</p>
ダイレクト取引	照合	<ul style="list-style-type: none"> • 国内照合インフラから海外約定照合インフラへ約定情報データを転送することが可能であると想定。 • 海外照合インフラにおいて付与されるSSI情報の追加/更新等はグローバルカストディアン・証券会社実施することを想定。 	<p>検討中</p> <p>(証券保管振替機構とグローバルな照合インフラとの間で話合いが進行中)</p>

図6-3 想定される将来像 ~ インダストリーモデル(非居住者取引) ~

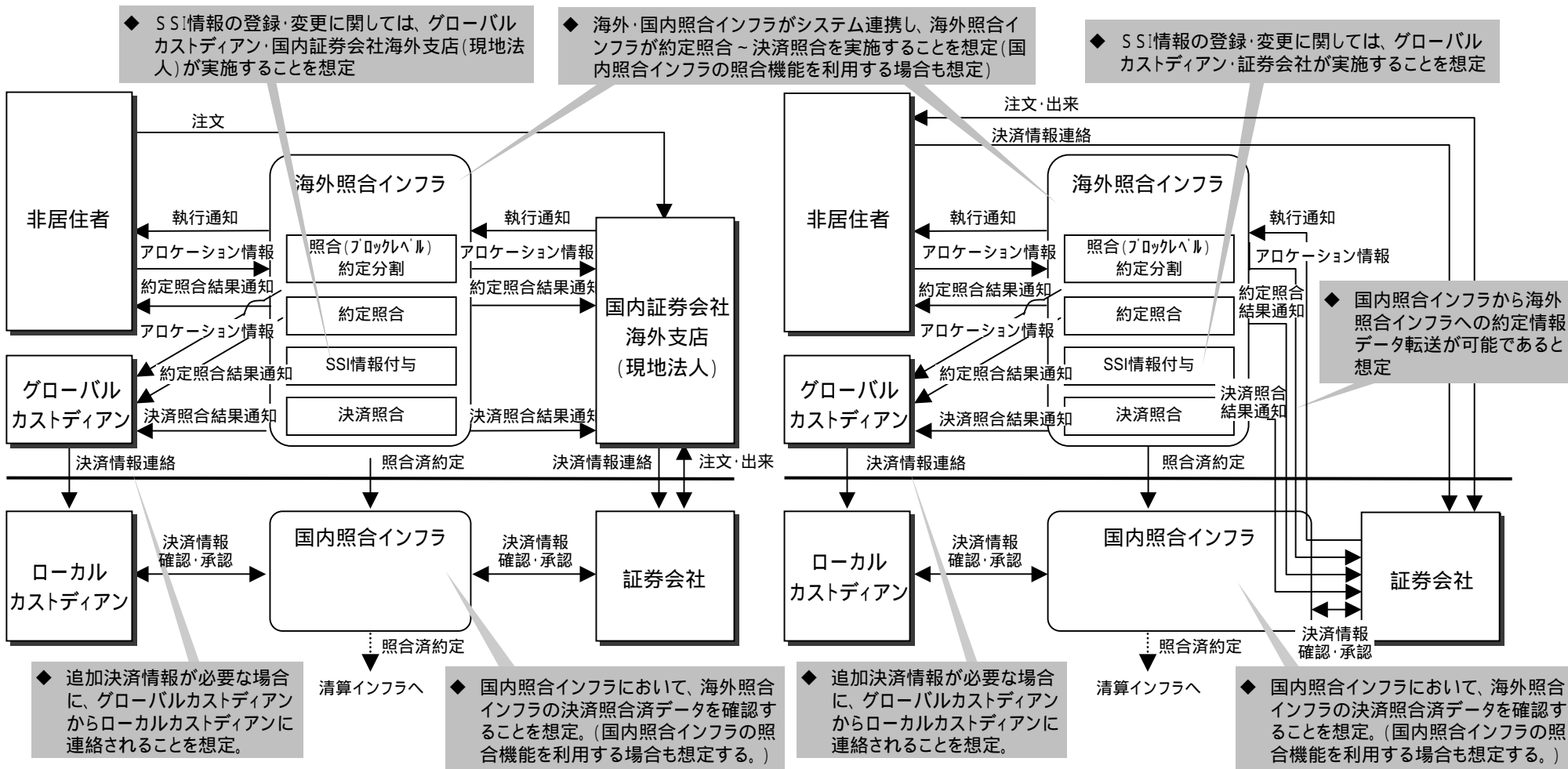
- 非居住者による対日投資取引
- 接続海外照合インフラとして、Omgeo社提供のCentral Trade Manager (CTM) の場合を想定

OTC取引

非居住者による国内証券会社現地支社(現地法人)取引

ダイレクト取引

非居住者による国内証券会社直接取引



具体的な実施スキームは、関連するインフラを提供する組織において、ユーザー・ニーズおよび制度的・システムのフィージビリティの詳細な検討を経て、そのガバナンスを通じて決定されることを前提としている。